

第四十六回国会 農林水産委員会 議院 議事録 第三十三号

(四五二)

昭和三十一年四月八日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事小山 長規君 理事坂田 英一君

理事谷垣 專一君 理事長谷川四郎君

理事本名 武君 理事赤路 友藏君

理事足鹿 覺君 理事芳賀 貢君

伊東 隆治君 池田 清志君

宇野 宗佑君 大坪 保雄君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

吉川 久衛君 小枝 一雄君

笹山茂太郎君 館林三喜男君

寺島隆太郎君 野原 正勝君

藤田 義光君 松田 鐵藏君

三田村武夫君 巨 四郎君

角屋堅次郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 橋崎弥之助君

西村 関一君 松浦 定義君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君 中村 時雄君

林 百郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

農林政務次官 丹羽 兵助君

農林事務官 昌谷 孝君

(農政局長)

水産庁長官 庄野五一郎君

委員外の出席者

議員 湯山 勇君

専門 員 松任谷 健太郎君

四月八日

委員橋崎弥之助君及び中村時雄君辭任につき、その補欠として帆足計君及び玉置一徳君が議長の指名で委員

第一類第八号

農林水産委員会議事録第三十三号 昭和三十一年四月八日

に選任された。

同日

委員帆足計君及び玉置一徳君辭任につき、その補欠として橋崎弥之助君及び中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月七日

コロンスターチの国内生産抑制に関する請願(池田清志君紹介)(第一九二九号)

霧島山ろく地域特定農地開発事業計画地における国有林の解放に関する請願(池田清志君紹介)(第一九三〇号)

国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二〇二二号)

同外二件(勝岡田清一君紹介)(第二〇二三号)

同外十件(小枝一雄君紹介)(第二〇三四号)

略農経営安定対策に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第二〇四二号)

同(中澤茂一君紹介)(第二〇六三三号)

は本委員会に付託された。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)(参議院送付)

○高見委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案並びに湯山勇君外十一名提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 この法律は三十三年三月二十日当委員会可決されたものであります。附帯決議を付したわけでございまして、この附帯決議の内容は五項目にわたつておるわけでありまして、まず、この点について、政府として、今日まで農林委員会の附帯決議に対してどのように尊重してこれを実施されたか、その点について明確にしたいと思ひます。

○昌谷政府委員 法制定當時よりだいたひいたしました附帯決議は、第一点が、給付の対象年齢が五十五歳以上であるのを、将来引き上げるといふ場合の措置であつたかと思ひます。それから第二点は、国のこの組合に対する事務費の補助金について、歳出の根拠となつております金額を、いわゆる単価とでも申しますものを引き上げることと努力をする点、それから将来本制度の組合員が他の職員に移動した場合、市町村の役場等に移動した場合、通算

の道を開く方法を講ぜよというお話、それから掛け金負担が懸念されるから、そういうこともあつて、不振組合対策を急ぐように、それから第五点といたしましては、傘下の各農漁業団体の給与水準のアンバランスという問題を根本的にはならすように検討すべきである、この五つの附帯決議をわうだいたひしたわけでありまして、

その中で、いわゆる通算退職年金の制度につきましては、御承知のようないかもしませんが、通算退職年金の制度がその後生まれておりますので、その点は一応御趣旨に沿ひ得たものだといふふうに考えます。

それから、掛け金の負担に非常に苦しむような不振組合について対策を講じろという附帯決議の御趣旨につきましまして、一連の不振組合対策、さらには合併助長というようなことを立法措置を講じて行なつておりますことは、御承知のとおりでございます。それらを通じて、御趣旨のある部分には沿つた対策が具体的に講じられたといふふうに考えているわけでござい

ます。自余の点につきましては、たとえば給付開始年齢五十五歳という問題でございますが、これは目下のところは五十五歳がそのまま続いております。したがひまして、この附帯決議の御趣旨にありますが、平均余命が延長したことの理由によつて、他の制度で支給開始年齢が引き上げられるようなことが起こつても、本制度はそういう

ことのないようにしろという附帯決議第一項の御趣旨は、幸い他の制度もそれほど大きな改定が行なわれておりませんので、本制度は引き続き五十五歳以上を年金の支給開始年齢といたしております。なお、六十歳以上を国庫補助の対象にするということが、その当時の情勢としては懸念されたのでありますが、それらに対しましては、御承知のように、当初の法律どおり運用面でも行なわれておりまして、まず懸念はなくなつたわけでありまして、

第二点の事務費の点は、私学は、御承知のとおり、組合員総数が非常に少ないわけでございまして、約十万人であつたかと思ひます。私どもの農林年金のほうは、先般の資料でも御説明申し上げましたとおり、最近では約三十二万人の対象組合員を持つております。事務費の国庫補助を一人当たり百円といたしておりますが、引き続き百円が守られております。その百円がそのまま守られております理由といたしましては、私学は十万人しか人がおりませんので、百円では基本的な固定的な事務費の支弁が困難でござい

ますので、当初から若干高い。国家公務員は百円であつたかと思ひます。厚生年金は、非常に組合員数が多い関係もございまして、これは百円よりもだいぶ下のところで事務費の一人当たりの補助単価がきまつております。農林年金は、そういう事情もございまして、一応いままのところは、事務費をはじきます基礎になります一人当たり百円とい

るものは、その後改定をいたしておりません。ただ、資金運用面で、予定運用利回りよりもかなり高い利回りで運用ができておりますことは、先般の資料でも御説明申し上げましたとおり、そのような事情もございまして、当面の事務費財源には事を欠かないというような事情もございまして、これは引き続き百円ということがとられております。

それから附帯決議の最後の第五点につきましては、先般の御質問でも御議論になりましたように、傘下三十二万の組合員、組合数にして二万何千でございますが、給与規程ができておりますものがまだ六割程度しかない。そしてそれがそのまま守られているものも、その中で比較的少ないというふうなこともございまして、各組合間の給与の平衡をとるといふような点についても、なかなか思うにまかせない実情でございます。逐次改善はせられておるわけでございますけれども、まだそう十分に足りるようになっておるとは申し上げかねます。そういう事情は、先般の追加資料でもお話し申しましたように、職員が一人しかない組合あるいは五人以下の組合というものがかなり多い。したがって、給与規程とかそういうふうな体制になじまないような組合、職員の雇用関係といったようなものが、まだ数多く残っておりますので、それらの点は、あまり画一的に指導いたしかねておりますので、そういう実情に相なっております次第でございます。

○芳賀委員 たいだいま説明がありましたが、この附帯決議は、当時私は理事をやっております、自民党、社会党

を代表して附帯決議の提案を行なった経緯があるわけですが、この決議の第一の点は、いま局長の言われたように、単純な問題ではないのです。これは当時の審議の経過等十分記録によって検討してもらえばわかるわけですが、この法案審議で問題になったのは、当時大蔵省と農林省の間において覚え書きなるものが交換されておる。

大蔵、農林の了解事項ということになっておったわけですが、たとえば給付年齢の国の負担を除外するような点等についても、これは覚え書きの中にあったわけなんです。たとえば給付対象者の年齢五十五歳以上六十歳までの給付費用については、原則としてこれは国の負担の対象から除外する、しかし暫定的にはこれを行なうというふうな、当時委員会としては了承することのできないような事前の了解事項というものが取りかわされておったのです。したがって、この附帯決議の第一項の六十歳以上に引き上げることのな

いように注意するというのは、年齢の基準を六十歳に引き上げればならぬというところだけではない、ここにも書いてあるように、行政措置により一方的に国庫補助対象年齢を六十歳以上に引き上げる等のことがないように注意することというのを特に強調しておるわけですね。現在までは五十五歳から六十歳未満までの分についても、いわゆる国の負担の対象にはなっておりませんが、そこで、この制度改正を機会にして、そういう不自然な、不合理な本法の政令等は当然改正すべきである、私

たちは考えておるわけでありますが、この点に対して、当局としてはどうい

うような考えに立っておられるのですか。

○昌谷政府委員 この点に関しましては、制定当時御議論があつて、いろいろ御心配をいただいた経緯を承知いたしております。そこで私どもとしては、すでに先生御承知のように、政令の附則で手当てをして、五十五歳以上について、六十歳以上と同じように国庫補助の対象として扱うということをはっきり明瞭にしておりますので、その点は御懸念のことのないように取り計らえたというふうにご考慮をお願いいたします。

○芳賀委員 それでは今後、たとえばこの改正案が成立した場合も、政令の内容は、従前どおりのやり方で継続するということなんでしょうか。

○昌谷政府委員 今回の改正案が御賛同を得まして、施行令について若干部分手直しが必要が起るかと思ひますが、あまりたくさん政令事項はございせんが、そういう際には、すでに発足後これだけの年数をそういうことで経過しておることでもございまして、御趣旨に沿った方向で、政令の内容の再検討をして、できる限り御趣旨に沿いたいと思ひます。

○芳賀委員 それでは現在の政令の内容を要するといふわけですね。たとえば本法の施行令の第四条「国が補助をしない給付に要する費用の額」の一項一号では、給付年齢五十五歳以上六十歳未満の者に支給する退職年金に要する費用に對する国の補助は、これを除くことを原則とする、除くということになつておるわけですが、これは附則の第二項で、第四条の特例ということとで暫定的に第四条を排除するというこ

とにしたいと思ひますが、こういう内容の政令というのは他に例がありますか。法律では明らかに五十五歳以上が受給資格ということになつておりながら、法律の本文にはどこにも、国の補助は五十五歳以上六十歳未満の者についてはこれは対象にしないという規定は何もないじゃないですか。大体政令というものは、法律の本文を受けて、政令にまかされた事項だけを政令にうたうのがたてまえであるにもかかわらず、単に大蔵省、農林省の当時法律制定以前の了解事項というものをそのまま政令にうたうというふうなことは、これは全く異例のやり方じゃないですか。事務屋の良心として、こういうものが当然であるというふうには局長は考へておるのですか。

○昌谷政府委員 制度的な仕組みといひましては、法律で、国庫補助の対象といひますものを政令で限定したものに限定するといひますか、政令で除いたもの以外のもので国庫補助をするといふことを法律で書いておるにして、それを受けて政令で、本則として補助の対象としない、しかし、さらにそれを政令の附則で、当分の間は本則にかかわらず補助の対象にするといふふうには、附則でひっくり返して書いて、結果においては、五十五歳以上の方を無差別に国庫補助の対象としておるわけでありまして、制度の仕組みといたしましては、法律で政令の場合を除く、こういうことを書いた上で、その法律を受けて、政令が国庫補助の対象を確定するわけでございますから、制度としては別に欠陥はもろろないと思ひます。ただ、本則で補助の対象から除くと書いて、附則で補助の対象

にすると思ひますが、すでに今日まで経過をいたしてあります。

それから、いかにも御議論がありましたが、法律用語として、「当分の間」といふことは意味合は、いろいろに理解されますが、「当分の間」は必ずしも短期間ではない場合が相当ございまして、そのような意味で、実行上は、いまのような仕組みになつておりましたも、御趣旨に反するような結果にはならないという意味では、私は、いまの政令を特に直さなければならぬい実害はないと思つております。しかし、制度発足以来これだけの期間、すでにそういう「当分の間」ということで原則をひっくり返しました例が通用して、既成事実となつております今日の段階で、政令の再検討をするといふのは、私としては、当然もう一回原則と例外をひっくり返すように政令を書き直すことを政令改正の機会には再検討をし、相なるべくんば、現在の原則と例外とをひっくり返して、新しい政令を書きたいという気持ちで検討をいたしたいと思つておるわけでございます。

○芳賀委員 この点は、当時赤城農林大臣が日ソ漁業交渉で不在であつて、もっぱら当時の瀬戸山政務次官が政府を代表して、審議の質疑に答えたわけですが、その当時も、瀬戸山君は、これはまことに不自然な状態である、農林省としては納得のいかない趣旨であるが、しかし、本制度を発足させるためには、これは問題はあるが、涙をのんで大蔵省との間における了解事項を受けざるを得なかつたということ、当委員会が率直に述べておるわけですが、しかし、それだからといって、法

律を制定した暁にはその了解事項を政令として制定しますという事は述べていないのです。そうすると、当時農林省当局としても、委員会において述べた趣旨を全く違つた、法律の趣旨に反した政令事項を規定したということに、これは当然なるわけですね。

そこで、具体的に、国家公務員年金法とか、地方公務員とか、あるいは私学にしても、いろいろ共済組合制度があります。他の共済年金制度の中に於いて、受給資格年齢の一定の年限に對してはこれを補助対象にしないという、そういう法律の規定があるいは政令の規定が、実際に存在しているかどうか、この点はどうなんですか。

○昌谷政府委員 他の年金制度において、現在の政令の本則に書いてございませうな、つまり、六十歳に達するまでは、年金は支給するが、国庫補助の対象とはしないという趣旨の制限規定は、他の年金にはないように思います。ただ、いろいろ若年停止の規定でございませうかといううものも、その当時からありまして、そういうものとの関連で、おそらく厚年が六十歳までが当時は若年停止であったのだと思います。そういうこととの振り合ひ上、常にあの当時の議論としては、厚年に引き継ぎることが当然であるのかかわらず、何かしつて異を唱えて、厚年から別の組織で別のことをやりたがってございませうな形を扱われまして関係上、制度を仕組む場合に、常に厚年よりもよくなる点では、まあござつてでやれ、こういう趣旨の話し合ひが、何かにつけて出てくるわけでありませう。おそらくこの政令の規定も、そういう趣旨から、当時と

しては制度発足上やむを得ざる一つの妥協であつたろうと思ひます。しかし、当時の当局者といつたしましては、制度発足にあつて、当時の厚年と違ふ点は、自前でやるといふプリンスブルを妥協的に承知しながら、なお附則でもつて、「当分の間」といふような修飾句は入れてございませうけれども、附帯決議の第一項の御趣旨をきちとるために努力をした結果が、現在の附則になつておると思ひます。したがひまして、結果においては、五十五歳以上が無差別に国庫補助の対象になつておるから、結果においては、他の制度と何ら遜色がないわけではございませうけれども、仕組みそのものは、例外と原則とがひっくり返つたような表現で、反対者と申しますか、関係者の妥協ができておるわけではございませう。

今日の段階では、もう当時のような議論というものはほとんどなくなりまして、今度の改正案の審議に際しての社会保障制度審議会での御議論の過程におきまして、当時の最初の法制定とのきよな議論はあまりございませうなようなふうな感じがした。そこで、今後政令を改定する機会がありましたときには、私としては、この本則と例外的関係は、本来あるべき姿に引き戻したいといふふうに念願はいたしておる。そういう環境条件も熟してきておるのではないかとと思つておる。

○芳賀委員 そこで、別案の湯山提案者にお尋ねしますが、湯山委員が代表になつた法案は、成立した暁には、当然政令にまかせる事項も出てくるわけですが、その場合、政府案の政令といふものは、いま私が指摘しましたとお

り、本法の六十二条に政令に定める規定については補助対象にしないという点がありますが、それを受けたような形で、現在の政令の内容は、五十五歳以上六十歳未満の給付については、本則としては補助対象にしないという規定があり、さらに政令の附則でそれを排除してあるわけですが、こういう異例な、立法上から見ても認めることのできないような政令といふものをおつくりになる考案があるかどうか、その点はいかがですか。

○湯山議員 ただいま御指摘の点につきましては、他の共済年金もすべて五十五歳支給といふことになつておりますから、法律と政令とのそういう食い違いは、われわれの場合は当然解消いたしまして、いま御指摘になつたような、常識からは許されなかつたような、しい姿にしなければならぬ、このように考へておる。

○芳賀委員 そこで、丹羽次官にお尋ねしますが、いま局長からは、本法六十二条の關係の政令事項については、すみやかに問題を正常な形に直すことを念願したい、念願だから、思つておるだけで行動に移るかどうかかわからぬので、期待はできませんが、農林省としては、この点についてどうお考えですか。当然これは政令事項で閣議で決定することになるわけでありませうからして、その場合は、大蔵省との了解も必要かと思ひますが、しかし、農林省所管の法律施行上に必要な政令を定める場合は、これは当然農林省として必要な政令といふものを策定して、これを閣議において決定するのが当然だと思ひますが、こゝに点については、局長の言つた念願ではなくて、必ず正

する、こゝに点については、局長の言つた念願ではなくて、必ず正

改めるといふことを責任を持つて言明できませうか、どうですか。

○丹羽次官 政府委員 事務当局としては、局長の立場でお答えを申し上げたのでありますが、なおまた、社会党案を出してある湯山さんに対する芳賀委員の御質問に對して、湯山さんも、そういうことは直していきなさいといふ考案の方よりあります。また政府も、そういう方向に變更していきたいと思つておる。ただ、こゝでそういうしたば

く然たる答弁をいたしましたのは、ただいま先生から御指摘のありましたように、政令でございませうので、閣議決定等の必要がございませう。だから、私から責任を持つてお答えをさせていた

だくわけですが、事務当局の考へておりますように、できるだけ早い機会に、そういう政令改正の方向に誠意を持つて進めたいといふ、こゝに考へておる。

○芳賀委員 それでは私の指摘した点も、政令事項に加えて委員会にお出しになるということですね。その点どうですか。

○昌谷政府委員 当面政令事項として考へられますのは、法四十六条第三項で政令に委任をしてあります一時金返還の規定、それから附則の第一条にございませう。施行期日の規定、それから退職一時金に關する経過措置で、政令で六カ月刻みの表を用意することになつておる。その三点が必要な政令事項かと思ひます。

なお、いまの現行政令の本則と附則の關係の問題は、私としては、この機会に、原則として例外とを入れかえるようなふうにして、正常なと申しますか、すなわち案に引き直されれば引き直したいと思つておる。かりに本則と例外とをひっくり返して、正常な――正常といふことは適當かどうかかわかりませんが、すなわち案に引き直して、こゝに点については、局長の念願あるいは省令は、法案の審議と同時に案を提出するのは當然なことになつておるわけでありまして、局長の念願あるいは願望、政務次官の答弁からいへば、政令案は出されるわけですね。

○昌谷政府委員 私からお答え申し上げますが、今回の法律改正に伴ひまして、必要となつた政令事項は三、四点ほどございませう。なお、いま先生の御指摘の点を加へますと、四、五点といふことになりませう。それらにつきましては、目下關係各省と打ち合わせ中でありまして、成案を得次第だと思つておる。その内容として盛り込みたい事項の骨子は、資料として差し上げることもできると思ひますので、そういう準備をいたしていきたいと思ひます。

うな性格の問題ではないように思つておられますけれども、なお事務的に検討いたしました上で、資料として差し上げる準備をいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 それは大事な点ですが、参考案ではなくて、政府として、この法律改正に伴う必要な政令事項として、なお現在の政令の改正事項として、これは当然正式に、いま局長の述べられた三点にわたるこの法律改正に伴う政令事項の案と同時に、委員会の審議に間に合うように出してもらいたい。いいですか。

○昌谷政府委員 御趣旨に沿ひまして、資料として準備をいたします。

○芳賀委員 あわせて、政令に關係のある問題ですが、現行制度においては、いわゆる整理資源率の分については、これは補助対象にしないという規定があるわけですが、これは附則の第四條第二項にうたつておるわけですが、この点はどうか処置されるのですか。

○昌谷政府委員 この点につきましては、法律制定當時いろいろ御議論があつたわけでございます。當時の質疑応答にもございましたような経過で、やむを得ざる措置として承認と申しますか、やむを得ざる措置として、これを国庫補助の対象から除いておりまして、先般資料の説明でも申し上げましたように、その分については、今後とも国庫補助の対象として取り上げることは困難だと思つております。ただ、今回の法改正によりまして新たに生じます整理資源率千分の六につきましては、先般も申し上げましたように、これはそういった事情にございませんで、本来の数理的保険料率と同じように国庫補助の対象とすることにいた

しております。

○芳賀委員 これも他の共済年金制度に比較すると、農林年金の制度だけが、いわゆる整理資源率を国の補助対象にしない、こういう不合理な規定になつておるわけですが、法律的にはそういうことは明らかにされてないです。これはやはり大蔵、農林の了解事項に基づいて、それによつてつくられた政令によつて、この整理資源率は補助対象にしない、こういうことになつておるわけですが、これを対象にするのができないという根拠は、一体どこにあるのですか。これは本制度だけではなくて、たとえば国家公務員共済組合制度にしても、地方公務員共済組合制度にしても、地方公務員共済組合制度にしても、他の一連の共済制度との關係のもとに、これは国の補助対象にすべきであるか、否かというところを貫いた方針で定むべきであつて、農林年金だけに限つては、現行の整理資源率は一四・六五といふことになつておるが、これは将来も補助対象にすることができないといふのは不都合ではないですか。これは局長の答弁も必要であります。湯山提議者からもこれらの他の共済年金制度との關係とか、社会党提案にかゝる法律が成立した場合、当然整理資源率は出てくるわけでございますが、それは国の補助対象にすべきものであるか、除外して差しつかえないものであるか、これらの点を詳しく披瀝願ひたいと思ひます。

○湯山議員 ただいま御指摘の点につきましては、私どもがこの法律を改正する一つの大きな眼目になつております。ただ、条文の上ではそういう点が出ておりませんけれども、われわれの

掛け金のところで、そういう点も明確にしておるところでございまして、ただいま御指摘のように、整理資源率に対する給付の国の負担を省くということだけではなくて、私は、整理資源率自体にも根本的な問題があると思ひます。それは他の共済年金におきまして、たとえば国家公務員の場合は、整理資源率そのものを国が負担しております。それから地方公務員の場合にも、あるいは公共企業体の場合にも、公費もしくは事業主負担になつております。さらに私立関係につきましても、同じような生まれ方をした私学共済についても、これは振興会の負担ということになつておるわけで、振興会というものは、本来憲法で私立学校に対する国の補助が認められておりますから、実際には私学振興会の資金は大部分が国の資金になつております。その振興会が整理資源を負担するということでございます。給付の場合に、整理資源に当たる分を国が持たないというような程度ではなくて、整理資源そのものをすでに国なり事業主あるいは他の機関が負担しておる。これが他の年金の普通の状態でございます。したがつて、国家公務員共済あるいは地方公務員共済では、これは公費の負担でありますから、ただいま御指摘のような事態はございませぬ。ただ、よく似ている私学共済についても、整理資源分を含めて給付についての補助対象になつておることは、農林年金と著しい違いのあるところでございます。この点につきましましては、農林年金の整理資源相当分を国の補助対象にすることはあつて、ちろんでございませんけれども、整理資源そのものを解消していかなければなら

ない、こういうことも私どもとしては考へておる次第でございます。

○昌谷政府委員 私のほうへの御質疑の点についてお答え申し上げます。

御承知のように、この法律制定のとき生じた責任準備金の不足額、率ではいわゆる整理資源率と称せられますのは、一四・何がしがあつた。これは従来厚生年金の組合員でありました者に、新たに農林年金として独立し、厚生年金よりも手厚い給付を行なうことになりました。その際、過去にわたつてそういう手厚い給付を行ないましたことと、過去の厚生年金並みの掛け金しか負担していなかつたために、生じた不足財源でございます。

当時の処理としましては、先ほど五十五歳・六十歳の問題でも申し上げましたように、すべて厚生年金と同じ処遇を受けることまでは平等に扱ひけれども、厚生年金よりも有利に処遇されることについては、できるだけ当事者負担という原則を貫かれたらうでございます。そのことの可否は別といたしまして、当時そういう原則で貫かれた一つの仕組みでございます。したがつて、この問題はなかなか簡単には解消する問題でもないと思ひます。

今後の運用にいたしまして、その部分については、引き続き国庫補助の対象とはしない。ただし、今回の改正は、そういう趣旨のものとは違ひますから、今回の改正による整理資源率は国庫補助の対象にするという経過があつたのでございます。

ただ、他の私学、地方公務員、国家公務員等については、雇用者たる国家、あるいは学校の後援の立場にある振興会、あるいは地方公共団体、そ

ういふいわば雇用者の立場にあるものが、その部分を組合員と折半をしないで、あえて負担をするからということ、将来に対する新しい組合員が古い組合員のために余分の負担をするということとを避けるために、雇用者の立場にあるものが余分の負担をして、その間の困難を回避をしてきてゐるのが、先ほど湯山先生の御説明のとおりであります。

したがいまして、農林年金につきましても、そういう方向での検討は十分する必要がありますが、法制定當時そういった点も十分検討が加えられた結果、今日のような処理のしかたに相なつたわけでございます。これはなかなか早急には改めたい問題ではなからうかと思ひます。

○芳賀委員 あなたのほうで改める考へがなければ、改めたいということになります。これは将来とも改めたいけないといふものではないでしよう。これは当時審議のときには大きな問題になつた点ですが、厚生年金から分離する場合、いわゆる農林年金の対象者と見なされる人たちの厚生年金からのたとえば責任準備金とか、今度はそれを農林年金に移した場合の不足責任準備金等々、対象とした場合、この不足責任準備金についての金利に見合ひ分を整理資源率と唱へて、これは大体一四・七程度であるといふことが、当時審議の中で説明されたわけですが、これについても、発足当時はやむを得ないことであるが、しかし、将来この農林年金制度が安定期に入つてからにおいては、これらの問題等についても再検討して、そして改善をはかるという政府の方針も、当時明らかにさ

れているわけですから。すでに年金制度が五カ年を経過している今日において、この分に限って正することができないということはおかしいじゃないですか。国家公務員にしても、地方公務員にしても、事業主と見なされる国や地方公共団体が、整理資源の分については負担していることは事実ですが、その国の負担あるいは地方公共団体の負担は、国民の負担であり、地域住民の負担である。その負担でこれは処理されているのじゃないですか。そういうことを考えた場合、農林年金法の発足の趣旨が、少なくとも市町村地域において、現在地方公務員共済組合制度と対比できる内容の制度をつくることが必要である、非営利的な公共性のある農林漁業団体については、少なくとも地方公務員の共済組合制度に準じた内容の規定をすべきであるということ、農林年金制度が発足したわけですから、すでに五年を経過した今日において、この整理資源に対する国の補助をどうしても排除しなければならぬという根拠は、すでに失われたと思うのです。そうじゃないですか。絶対にできないという理由があれば、これは明らかにしてもいい。

○昌谷政府委員 私が申し上げておりますのは、当時国庫補助の対象から除かれることで処置がとられたその事情は、今日も変わっていない、当時と今日とでその関係について事情を異にしておりませんから、当時そういう扱いとして決定せられたものを、この段階で特に変えて取り扱いをする積極的な理由に乏しいので、やむを得ないこととして、今後についてもこれらは国庫補助の対象としたことは困難でござ

います。そういうことを申し上げたつもりでございまして。それらの問題の処理は、こういった保険的な手段を使います。この種施設についての非常に困難な、常に検討を重ねなければならぬ問題だと思っておりますけれども、将来、先生もおっしゃいましたように、制度が安定をいたしまして、一つの完全な定期に入つた際には、さらに振り返つてみることも可能な問題であらうかと思ひますが、今日のうちに、まだ責任準備金もピーク時に達しておりませんし、なお制度としても各種の点で手直しなり改定なりを加えて、よりよいものにならなければならぬような問題を幾つか持っております。さらに、この母法と申しますか、一番根っこにございまして厚生年金制度について、再検討が日程のほつておるような時期でもございまして。こういった意味合いから申しまして、まだまだ不安定な段階でございまして、それらの点で、特にこの問題を法制定当時と違つた角度から結論を出すということもなかなか困難でございまして、それらの事情を申し上げたつもりでおります。

○湯山議員 いまの御答弁から、私どもの案がそういう過去の経緯を無視してはね上がった案だというよりなことになると、これは私どもの精神と違ひますから、その点について釈明をさせていただきますかと思ひます。これは、本法が審議された三十三年の会議録によりますと、当時助川委員からこういう質問がなされておりました。「給付の補助金のうち百分の十五」ということになっておるようですが、私学の場合と違ひまして整理資源分に

つきましては差し引かれたわけですが、その理由を明確にしていただきたいと思ひます。」この質問に対して渡部政府委員から、「ただいま厚生年金の改正、それから国民年金の議論をしておるのでありますから、そこで厚生年金から分離してやる場合に、厚生年金とのつり合いを考えなければならぬというところから、百分の十五、ただし整理資源を除くということ、大体平均しますと、全給付に対して百分の十二くらいになると思ひます。そういうところから率直に申し上げますと妥協したのであります。これを大蔵省と争つておると、今国会に法律の提案が間に合わないというおそれもありますので、遺憾ながら法案に織り込んだ程度でわれわれの方はスタートする。しかしこれはさらに実際に年金としての給付——一時金は別として、年金の給付が始まるのは六年後でありますから、厚生年金なり国民年金の制度が整備されたときにあらためてこの問題を再検討したい、こういう話し合いになっておるのであります。」こうなつております。つまり、国民年金もすでにその後発足を見ておりますし、いま厚生年金もすでに大改正が出ております。こういうことで、この整理資源につきましては、ほんとうの給付が始まる、つまり今年度までには必ずしも、当時はそのような事情でしかたなかったけれども、今日までには当然これについては再検討して解決をつけるという約束がなされておりますので、私どもも、今回の政府提案では、この整理資源に対する補助については解決するということとを当然だと思つておりました。むしろ、整理資源自体についても解消す

る、こういうことをこの時代から——當時はそういういきさつでやむを得なかつたけれども、六年後の給付が始まるまでには解決するのだ、また当然それあるべきだということから、私どもの案を出したわけでございます。当時の政府の約束をそのまま踏襲したのが社会党の案である、このようにひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀委員 どうも局長より湯山提案者の答弁のほうが明快ですね。特に農林省、大蔵省の了解事項の中にも、厚生年金、国家公務員共済制度等の各種共済制度を改定して、国庫負担割合を現行率以上に引き上げるようになる場合においては、この制度においても、これらとの均衡を勘案して制度を改めることを考慮する、これは先ほど指摘しました農林、大蔵の了解事項の中の四項にうたわれておるわけですが、そういういたしますと、農林年金制度ができただ後において、三十三年五月には国家公務員共済制度の改正、三十六年六月には私学共済制度の改正、三十七年九月には地方公務員共済制度の全面改正が行なわれて、厚生年金法に対しては来年を期して抜本改正を意図されておるわけですから、こういう一連のその後の各共済制度の改正の方向を見ても、やはり今回の農林年金制度の改正は、その趣旨に沿つて行なわれるともいわれるところなんですね。そういう場合は、根本改正を機会にして、たとえば国の負担割合の引き上げの問題とか、あるいは整理資源に対してこれを国の補助対象にするというよりな改正については、当然今回行なうべき機会であると思われるわけですから、われわれとしては別案を出しておりますが、

政府においても同じ姿勢で取り組む必要があると思ひますが、この点については、年金法成立時に農林委員をやつておられた丹羽政務次官もおられますので、政務次官から明快な政府としての態度を示してもらいたいと思ひます。

○昌谷政府委員 政府の改正案が……。

○芳賀委員 丹羽政務次官に尋ねていただきます。委員長、注意しないよ。政務次官が答へられない場合は、私はよくわかりませんが事務当局から答へさせますというのであればいいが、質問者が政務次官を名ざして尋ねておるのに、何も答へないというのはおかしいじゃないですか。

○丹羽(兵)政府委員 この経過につきましては、事務当局から御答弁申し上げたよりなことではあります。しかし、決して、整理資源そのものの国庫補助を拒否するとか、それをあきらめる、そういうことについて考えないとか、あるいはその努力をしないという考え方はしてないのであります。できるだけ私どもとしてもそれを望んでおるのであります。さきに申し上げましたような政府の考え方は、一貫した考え方をとっておりますので、事務当局が答へたようなことであります。重ねて申し上げます、私どもは決してそれに対する考えを抱かないとか、あるいはまたその努力をしないとかいう問題ではなくして、努力はいたしておりますが、しかし、考えは貫いておりますので、いま法律の御審議の過程において、いつからどうするということをおっしゃらないことは残念に思ひます。しかし、ただいま湯山さんからお話しになりましたように、さきにこの法律

の審議をいただきますときに、説明員なりあるいは政府側として考えを述べておることを御指摘いただいたわけであります。だから、そうした欠陥等も十分考えまして、努力いたしていくつもりであります。しかし、今日の段階におきましては、前々の精神を貫いて御審議をちょうだいいたしておるのではありません。さよう御了承を願いたいと思ひます。

○昌谷政府委員 ただいま政務次官から申されましたとおりでございますが、芳賀先生の御質疑の中に、私どもの本改正案を提出いたします考え方の基本に触れる問題がございますので、ちよつと補足的に説明させていただきます。と申しますのは、この改正案はかねがね申し上げておりますように、すでに今回以前に、三十四年後、制度が改まって一歩前進をいたしました国家公務員の共済制度、あるいは地方公務員の共済制度、あるいは私学教職員の共済制度との関係をもつば考慮したものでございます。つまり、独立をいたしましたときには、当時のそういった制度と肩を並べることが念願であつた。ところが、本農林年金の制度が発足する直後に、直ちにその肩を並べることが念願といたしました他の職域の共済制度が、すべて一歩前進をしてしまつたわけでありまして、この年金制度は、そういう意味合いで立ちおくれたまままで今日に至つたわけでございます。したがって、今日の改正案を政府として立案いたします際にも、すでに一つも一つもなる厚生年金制度が昭和四十年から新しい仕組みで発足しようとして、その法律案が準備をされておるのであるから、むしろ、

直すならば厚生年金のあるべき姿を見きわめた上で、おくれついでにそれを見きわめた上で直すほうが、より根本的な改正が行なわれるのではないかと、この議論は、政府内にもあつたわけでございます。しかしながら、この三十三万の組合員諸君、あるいはそれを使つておられる農林団体の皆さんは、それはそれとして、とにかく現実にお立ちおくれしておる、国家公務員なり私学の共済制度とこで早急に肩を並べておきたい、厚生年金がすぐ追つかけてよくない、私学その他も、どうせそれにならつて手直しが出てくるであろうから、農林年金がそのとき国家公務員なり私学より一歩おくれたところのままでおつたのでは、そういう場合にも差しつかえがあらうから、とにかくこゝでは現行の国家公務員あるいは現行の私学の共済制度と、何とか肩を並べられるものにとりあへず直しておきたいという、熾烈な御希望がございましたので、私どもとしても、そういう点を主眼として、この改正案を準備をいたしましたわけでございます。したがって、より基本的には、先生のおっしゃいますように、厚生年金の今後求められま

すあるべき姿を見きわめた上で、検討すべき問題が多々残つておると思ひます。このいま御議論の問題も、必ずしも本質的にそうであるかどうかは御議論のあるところかと思ひますけれども、やはりそういう問題とも関連をいたしますので、この際の手直しとしては、いささか及びかねるというような事情にありますが、これを御了承いただきたいのでございます。

○芳賀委員 局長の表現がだいぶ変わったですね。絶対に従来の整理資源は国の補助対象にできないというような、そういう狭い判断に立つた断定的な発言というものは、これは慎んでもらいたいと思う。国会が法律をつくるわけでは、あなた方が何と言つても、国会においてこれをどうするということになれば、簡単に解決がつくと思ひます。絶対に現在の整理資源率の一四・六五というものは補助対象にできないなんというものは、憲法にもそんなものはうたつてないでしょう。丹羽政務次官から、努力するといふか、趣旨を体してと言われたが、趣旨となる、従来どおりの趣旨もあるし、これから心を入れかえて是正するといふ趣旨もあるが、あなたの言われたのは、私が指摘して、湯山提案者からも明確にされた点について、整理資源率については、今後この法律の改正を機会に国の補助対象にするといふことで努力するといふことか、従来どおり補助対象にしないといふことで努力されるのか、この点が明らかにされてないわけなんです。政府を代表した答弁です。から、慎重を期する必要があると思ひますが、いずれの道が明らかにしてもらふぬといふかぬと思ひます。そのいずれですか。

○丹羽政府委員 事務当局が答えておりますように、補助対象には絶対にしないといふ考え方、そういう答弁のしかたは、これは慎まなくちゃならぬと思ひます。そこで、私は、いまこの問題について、そうした絶対しないといふ考え方ではなくて、それを考えもしないとか、そういう方向に努力しないといふ言い方じゃなくて、さきに

この法律を御審議いただきましたときに、助川さんと政府とのやりとりで、そうした相当大幅な将来を見通して、何とかしなくちゃならぬだらうという考えに立つての答弁をしておるのでございまして、そうした方向に向かつて努力をいたしてまいりたい。そうでない、国会で答弁申し上げたことに忠実ではありませんが、国会で先任者が答弁をいたしましたその精神に沿つて努力をいたすといふことを、私は申し上げておる次第であります。

○芳賀委員 この点は将来非常に大事な点ですから、後刻農林大臣が出席された機会に、この整理資源率に対する国の補助をいかにするかという点については、丹羽さんから事前に農林大臣に十分この趣旨を伝えていただいて、委員会を通じてこれを明らかにしていただきたいと思ひます。

そこで、もう一つお尋ねしたい点は、年金の組合員及び事業主である農協等の負担の軽減といふものも、あわせて法律改正の中でこれは配慮してやる必要があると思ひます。したがつて、現行法によると、国の補助割合は百分の十五といふことになっておるが、他の共済年金の場合は百分の十八といふ例もあるわけでございます。から、社会党の案はこれは百分の十八といふことになっております。政府としては、この際、補助の割合の引き上げといふことについては、改正案では触れておらぬが、この点は一体どうしてお考えか、あわせて明らかにしてもらいたい。

は、私どもも同様に念願いたしておるところでございます。先ほどの整理資源率の問題も、私の答え方が十分であつたかと思ひますが、私の申し上げておることは、現段階での問題として申し上げたつもりでございます。

そこで、今後の本制度における国庫補助の割合の引き上げの可能性の問題でございますが、現在の制度下におきましては、他の、これと肩を並べようとして考えております諸制度は、給付補助百分の十五といふのが、一番条件のいいものであります。が、国庫補助の程度の高いものであります。なお、国家公務員につきましては、掛け金の百分の十の補助になっております。保険原理的には、掛け金の補助も給付補助も同じことでございます。から、国家公務員の場合には、使用者たる国と補助者たる国との部分が必ずしも制度的に明確ではございませんけれども、一応補助者たる国の立場としては百分の十、使用者たる国の立場としては、組合員と折半をして、残りの四十五といふふうになつておつたかと存じます。そういうことで、私どもも、現状の段階では、この農林年金だけ特別に他の制度と異なつた手厚い補助率を考へることは、はなはだ困難であります。また、当面目標といたしておりますけれども、念願からいって、少しむずかしいと申しますか、そこまではなかなか実現が期しがたいといふのが実態でございます。

○芳賀委員 今回の政府の改正案によると、掛け金率が、現行は千分の七十八を組合員と事業主折半の方式で負担しておるわけですが、改正案によると、

政府資料に基づくと、今度は千分の九十六ということになるわけですが、これを折半することになれば、千分の四十八ずつということになって、従来の掛け金負担から見ると、組合員においても、また事業主においても、相当の負担増となります。もちろん、給付内容が改善されるわけですから、そうなることが一つの趨勢かもしれないが、国家公務員あるいは地方公務員の場合には、現行は掛け金率が千分の九十九ですね。その場合、国、公共団体が千分の五十五を負担して、組合員は千分の四十四の負担ということになっておる。この組合員といわゆる事業主の負担区分についても、あくまでも折半の方式でいかなければならぬということはないと思うのです。したがって、この際、やはり組合員の負担というものを考えた場合においては、もちろん、農林漁業団体自身の経営も決して余裕がある経営ではありませんが、将来農林漁業団体に優秀な人材を確保して、少なくとも五十五歳に達して長期給付が受けられるように、長い間勤続して農林漁業団体の職務に精励してもらえぬ人材が、この制度等を通じて確保されるということは、非常に大事な点だと思ふわけです。したがって、そういう点を考えた場合においては、やはり先ほど繰り返して指摘しましたとおり、整理資源に対する国の全面補助対象の問題であるとか、あるいは現行の国の補助の百分の十五を引き上げる問題であるとか、あるいは負担区分を国家公務員や地方公務員に見られるように、やはり事業主にウエートを重くかけるような形の負担方式に根本的に改善すべきであるというふうにわれ

われは考えますし、また、社会党の案はそういうことになっていくわけですね。局長並びに湯山提案者から、この重大な点に対しての見解を明らかにしてもらいたい。

○昌谷政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、国の補助は、現在これと対比して均衡をとって考えるべき、あるいは考えたいと思っております。諸制度については、最高が百分の十五で、国家公務員につきましては、外形上は国が百分の五十五の掛け金補助をしておりましても、そのうちの百分の十が補助者としての国の支出であり、残余の四十五は組合員負担の四十五と見合せて、折半になっております。私学の場合には、やはりその折半の原則が保たれております。ただ、私学の場合には、先生も御指摘になりましたように、私学振興会による整理資源の一部負担でございますが、あるいは都道府県の自発的助成でございますが、そういうものが加わっている場合でございます。そういう特例はございますが、一応制度そのものとしては、国庫補助を除いた部分についての折半ということが、この種制度の一つの仕組みとなっているように思います。私も、この種の制度でございますから、そういったほかの制度との均衡あるいは他の制度とのつり合いというふうな問題以外に、原理的に絶対にい切れるものがあるかどうかという点になります。必ずしも、他の制度がどうあれ、うちはこうでなければならぬというふうな、そういう何か原理的、絶対的なものはないと思ふのですが、いまして、この制度の内容を組

合員にとつてより有利なものに次第に仕組んでいくことは、私ももちろん念願いたしております。ところでございすので、それにはやはり他の制度と肩を並べて手を組んで、そういう方向に努力をいたしますということが、やはり問題解決の――気が長いようございすけれども、やはりそういう方向で努力することになれば、この制度だけを切り離して問題にいたしましたも、なかなかきめ手がないといひます。絶対的なものがないわけでありまして、非常に困難でございます。そういう意味合いで、今後とも他のこれと並ぶます制度と肩を組まして、組合員の経済的負担なりあるいは給付の内容なりがよくなりますように、私どもとしてももちろん努力を続けてまいりたい、さように思ひますが、現状では、御説明いたしましたようなことで、がまんしていただくと申しますか、がまんせざるを得ないというのが実態ではなからうかと思ひます。

○湯山議員 ただいまの掛金の負担を軽減する問題につきましては、給付内容の向上に伴つて、掛け金の率をふやしていく、こういうことになりがちでございます。しかしながら、農林漁業団体の職員の場合を考えると、農林漁業団体の仕事も相当たくさんやっております。こういうことから、大体は国負担を相当多くしなければならぬということは、当然出てくる結論であると思ひます。しかしながら、いま局長の御答弁にもありましたように、特にこの年金だけという考え方も、また他とのつり合いの問題もあるかと思ひまして、私どもの案では、当然数理的な保険料については折半負担をする、こういう

たてまえにいたしております。ただし、かしながら、ただいまの整理資源と関連を持ってながめてみますと、国公にしては地公にしても、あるいは公共企業体にしても私学にしても、大体整理資源については事業主負担ということが、大部分の制度でとられているところでございます。したがって、整理資源は直接本人に關係のない部分でございすから、この部分については事業主負担にする。その事業主負担になる分については、事業主、たとえば農協なら農協の理事者と国とで話し合つて、どれだけそれを補助してもらふか、それはまた別途として、ともかくも事業主負担になるべき整理資源率も含めて組合員負担にすることは、理論的にも合わないところでございす。また、整理資源を除いた数理的な保険料のその半分は組合員が持つ、こういうことにはいたしまして、われわれの場合、組合員負担四、五、事業主負担五、五、こういうことにいたしております。なお、国負担については、一五％持つというようになっておりますけれども、先ほど来の御指摘、それによつて、実際は一五％持つていない。ここにも大きな問題がございまして、当然一五％持つというたてまえでございすから、その間にそういう極端にいえばごまかしを省いて、正當に正しく給付の一五％を持つというところにすれば、掛け金率はもつと下がるのであつて、それは特に下げなくても、この制度の正しい運営をしていけば、御指摘のような点はある程度解消する、われわれはそういう態度に立つて、そういう立場からの提案をしておる次第でございます。

○芳賀委員 いまの点ですが、局長に明らかにしてもらいたいのは、政府から出されて、局長から先日説明のあった資料に基づくと、政府案の改正によつて、掛け金率が、先ほど私が言いましたとおり、千分の九十六になるわけですね。千分の九十六を折半ということになると、これは両者それぞれ千分の四十八ずつということになって、これは組合員の負担から見れば、他の共済制度に比して、給付内容等についても格別によさるような改善が行なわれておらぬにもかかわらず、負担だけが重くなるということに当然なるわけですね。したがって、こういう点についてはやはり問題は、国の負担をふやすということが先決になるわけでございますが、この組合員、事業主の負担区分等については、やはりこの改正の際にある程度の配慮というものは当然必要じゃないかと思ふわけですが、これはあくまでも折半でなければならぬという点もおかしと思ふのです。特に先日来局長から資料に基づいて説明があつて、農林漁業団体の職員の給与水準の低下、大体全国平均して、対象者の平均給与が月額一万六千円程度で、民間の産業における平均給与は大体月額三万円程度になっていす。すると、民間産業の平均賃金の大体二分の一程度がこの年金の対象になる農林漁業団体の職員の給与水準ということになるわけですね。ですから、そういうことを考えた場合においては、せめてこの共済制度におけるこれらの諸君の掛け金率等については、できるだけ国としても配慮することが改正上重要な点だと思ふわけですね。この点は丹羽さんどうですか。あなたは農林漁業団体の役員も

やつておるでしょう。年金にも加入しておる感知農業共済組合連合会の会長、それから全国農業共済協会の副会長もやつておられるわけですから、実際に自分がそういう団体の指導者として、団体の職員の給与の低い水準の実態、たとえば民間産業における賃金の水準とか、あるいは国家公務員や地方公務員の現在の給与水準と比べた場合、どうであるかということはおわることです。そのことが、結局この長期給付を待たないで、相当年輩の職員が、大体平均四年ないし五年の勤続年限で他に転職しておるといふような事実、これは重大問題だと思ふのです。ですから、この農協や漁業協同組合の経営が困難であるから、掛け金の負担についても両者折半でなければならぬということはおかしいと思ふのです。どうお考えですか。

○丹羽(兵)政府委員 なるほど農協職員あるいは農業団体等に職を持つ者の給料が安いということは、私も承知しております。また、これらの人の給料が上がるように配慮、努力をしていかなければならぬことも、痛切に感じております。そうした方々に何か将来の安定的なものを与えて、そしてその職場に長くおつてくれるように方法を考へていかなければならぬことも承知しておりますが、本制度の上から考へまして、ただ、ほかとのつり合いもございまして、この年金法を特別にこれだけ取り扱って、そうした人の足どめをするということも、これはちよつと困難かと思ひます。しかし、あなたのおっしゃいますような気持ちですべてのことに処し、考へていかなければならぬことは、十分承知しております。

ております。

○昌谷政府委員 改正後の本農林年金の組合員の掛け金率をどう定めるかというところは、基本的には農林年金の団体の定款をもつて定めるべき事項でございます。したがって、先般御説明いたしましたのは、その掛け金率決定の基礎となるべき計算の基礎を御説明申し上げて、新しい制度が完結した場合は一応の掛け金率の基礎となるべき数値は千分の九十六・四三一でございます。現在の組合員負担は千分の三十九でございまして、それと見合ふものとして申し上げますれば、千分の七十八になつておるわけでございます。その千分の七十八と申し上げますのは、千分の七十五・何がしという数値を安全率を二割何がし見込んで七十八ということと定款でおきめになつております。したがって、出づればこの千分の九十六・四三一という数字を見て、安全率をこれに加へるかどうか、あるいは逆に先生がいまかりにおっしゃいましたように、コンマ以下のお端数を切り捨てて千分の九十六にしてしまふかどうか、これらのことは、なお組合の内部の問題としても十分御検討をいただかなければならぬ問題かと思ひます。そういう意味で、一応在来の組合員負担の掛け金率と比較をいたしますと、ふえてまいります。しかし、この点は給付内容もよくなつたことでもございまして、そういう意味合いでやむを得ることかと思ひます。給付内容をきめます場合、私どもが一つのめどといたしたのは九十五ないし百、要するに、少なくとも百をこえては、いかに給付内容がよく

なつても、現在の団体なり組合員の実質からいって、負担が重くなる。そこで、相なるべくは九五、やむを得ない場合は九五を若干こす程度で給付内容を考へたいというのが、関係者一同の検討の一つのめどでございます。その意味合いで、九六・四三一というよりなところで一応おさまりましたこと、これは、そういう意味合いから申して、これ以上よくすることも困難でございますが、この辺ならがまんしていただけるかというふうに考へた一つのめどでございます。他の国家公務員なり、地方公務員なり、私学のほうは、それぞれすでに先行して制度改正をやっておりますので、その際きめました掛け金率、組合員の負担が、若干年度の農林年金よりも下回つておりますことは、御指摘のとおりであります。これは、現在仮計算を本計算に直すための作業中でございます。国家公務員についても、その後のベースアップ等のごときもございまして、掛け金率の再計算中でございます。私どものほうでは、そういう意味合いでは、最新の時点、最新の基礎によつて、千分の九六・なにがしというふうにはじいたわけでございます。他のこれと比肩して先行いたしました制度は、いまの掛け金率は、現状の給付の実態から見ると、若干過小評価をされておるやに聞いております。したがって、必ずしも現行掛け金率の差が給付の差でない、そういう点点が加味されていることを御了承いただきたい。折半負担を切りますように、絶対という問題ではないと思ひますけれども、やはりこの種

制度の一般的な原則の問題でございすから、わがほうの制度だけがそれを特別に突き出すという積極的、決定的な理由がない限り、実現困難な問題かと考へております。

○芳賀委員 この掛け金率の問題は、政令で限度を定めて、現行制度では千分の七〇ないし九〇の間、定款できめるといふことになつておる。定款はそれを受けて千分の七十八ということに定められておるわけでありまして、この制限を突破しない場合においては、これは最高にしても千分の九〇ということになるわけですが、問題は、結局政府としては折半方式をあくまでがんばつて譲らぬものであるか、やはり現在の組合員である団体職員の給与水準の低さとか、負担の軽減とか、人材確保をこの制度の中においても考へるということであれば、団体側においても、経営にゆとりがないとしても、やはり負担区分について団体側にある程度ウェットをかけるということは当然なことだと思ふのです。大事な点を改正しないでも、年金の改正でございましてと云われども、これは受け取りがたいと思ふわけですが、そう思ひませんか。

○昌谷政府委員 現行法の五十五条に「組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛け金を折半して負担する」という規定がございまして、先生の御指摘は、この条文を修正すべきではないかという積極的な御議論と承知をいたします。その点につきましては、先ほど来しばしば申し上げておりますような事情で、この際、本制度だけがそれと異なる規定を設けて負担区分を行なうことはなかなか容易でございせん。また、ここ

にあります農林漁業団体等、つまり、使用者側でございまして組合の経済状況から申しまして、そういうた経営者負担をいたしますことは、実態的な理由からなかなか困難があらう、さうに考へて、今回は従前どおりに変えないことで処理をいたしました次第でございます。

午後零時十六分休憩

○高見委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十五分開議

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案並びに湯山勇外十一名提出農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案に対する質疑を続行いたします。芳賀委員。

○芳賀委員 午前の継続でありまして、掛け金負担割合の問題について、政府の説明を聞いたわけですが、湯山提案者の説明によると、数理的保険料率については、これは組合員、事業者折半という方式で、それに整理資源率分については事業者負担の方式でいきたいということですが、それじゃ政府としては、湯山提案者の述べられたような方式で、事業者と組合員の負担割合が定款によつて設定されるということについては、これは異論はないのですか。

○昌谷政府委員 将来の問題としての検討ということでございまして、私どもも真剣に検討してみたいと思ひますし、また組合団体の意向も聴取してみたいと思ひますが、さしたつての

問題といたしましては、先生御承知のように、組合員も組合もなかなか案でない状態のもとにおいて掛け金負担をいたしておりますので、にわかに変えることはむずかしいかろうと思ひます。そこでなお、制度といたしましては、先ほども申し上げましたように、法律に折半で負担をするという規定を置いておきますので、そういうことは、もしそういう方向で組合と組合員間の意向が将来ますますなることがございしますれば、その際再検討いたしたいと思ひます。

○芳賀委員 それではこの問題は、当事者間において新たな方向が望ましいというふうな結論が出た場合には、それを制度の面においても実現できるよりに進めたい、こういう御意向ですね。

○昌谷政府委員 正確に申しますと、現行法の五十五条で、掛け金負担については、組合員といわゆる使用者たる農林漁業団体との間で折半で負担するという規定を置いております。将来、先生のお話のような方向で、組合員と使用者たる団体との間で、そういう方向での問題の解決についての話し合いがまとまり、希望が出てまいりますれば、その際あらためて法律の検討をいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 その方式は、原則としてはこれは折半の原則の上に立つて、問題は、整理資源分について、これを折半するか、事業者が負担するか、国が負担するかということであつて、原則は、湯山委員が言われた方式は、やはり折半の原則の上に立つておるわけですね。ですから、これを政府が積極的に理解して実行しがたいとすれば、当事

者がその事実を理解し合つてそういう方向に進めてもらいたいということになれば、それを採用するにやぶさかであつてはならぬと思ひますね。その意味の御答弁ですか。

○昌谷政府委員 現在の扱いとしましては、前向きにいわゆる数理的保険料率と過去における積み立てのいわゆる整理資源率と合算したのから国庫補助の予定率を引いたものを、ここでいいます掛け金率として考えておるわけでありまして、いわゆる整理資源率なるものを掛け金という觀念の中からはずして考えるような法制が講じられれば、その際にはまた別でございしますけれども、現行のものの方では、整理資源率をいま申しましたような形で掛け金率の中に加えて、いわゆる掛け金が構成されておりますから、そういう意味合いで、整理資源率だけを別にして、本条でいう掛け金というものは、整理資源率を除いた残余のものであるというふうなことも手当をいたしませんと、直ちに現行法のままからは、かりに話し合いがございしても、法律の改正を伴ふには困難であらうかと思ひます。私が申し上げておりますのは、そういう方向での解決が当事者間において話し合いがござい、かつ、そのことが私どものほうから考えても無理でないということになりますれば、その際、そういう話し合いの方向とにらみ合せて、必要な制度の改正を考慮することはあり得るということをお願いしてございします。

○芳賀委員 しかし、この点は、政府としてもあまりこだわる必要はないと思ひます。整理資源率に対しては、これを全面的に国の補助対象にするか

しないかということについては、先ほど来質疑を繰り返した点ですが、しかし、掛け金の設定の場合、この部分を事業者が負担するということについては、政府としてそれもいけなないという規制をするのはちょっとおかしいじゃないですか。

○昌谷政府委員 ただいまの問題は、掛け金の負担割合を農林漁業団体と組合員とでどういう割合で持つかという問題であります。そこで、制度として折半としておりますのは、午前中にも出ましたけれども、他のこれと類似の諸制度すべてが、そういう原則でこの種制度は成り立つておりますので、当然そういうふうなことでいくのが、従来の経過から申せば自然なことであると思ひます。整理資源率についての御議論は、整理資源率を現在国庫の補助対象とするかしないかという問題でございしますが、御承知のように、この種年金におきましては、国庫の補助は、給付の段階で給付の百分の十五を補助しております。したがいまして、掛け金の段階では計算上は将来得られる国庫補助を除いて掛け金の計算をいたしますけれども、国家公務員の共済制度のように掛け金段階で直ちに具体的に処理ができる問題ではございせん。そういう意味合いで、掛け金としては、整理資源率を含めたもので掛け金の総体がござい、その負担割合がこの制度でござい、おるわけでございます。したがいまして、本来は、掛け金は使用者と雇業者が折半負担というものがこの種制度の通則でござい、から、にわかにそれをくずすことはいかかと思ひますけれども、特に問題のある整理資源率について、かりに

負担割合で異なつた処理のしかたについての具体的な方法が関係者の皆さんから出ますれば、その際は、そういうことを考慮して、必要な法律的な改正も検討する必要があるというところを私としては申し上げておるわけでございます。

○芳賀委員 ただ、保険設計上、数理的保険料率に整理資源率を加えた総財源率、それに国の一定の算式に基づく補助割合を乗じたその額を総財源率から引いた残額がいわゆる保険料率の基となるわけですね。本来からいへば、総財源率に国の補助割合を乗すべき筋合いであるにもかかわらず、そのうちの整理資源率に対しては、これは補助対象にしないという項迷な態度が變つていないわけですから、そうなれば、国の補助対象にならぬ整理資源率分については、むしろ当事者間で割り切つて、これは事業主の負担にするという形の保険掛け金の負担区分が設定されても、一向に差しつかえないと思ひます。その点が問題なんですよ。

○昌谷政府委員 それでありますから、立法論として、そういう仕組みを考へることが差しつかえがあるとかなんとかいうことを私は申し上げておるつもりはありません。ただ、現行法に即してお答えすれば、そういうことを直ちに採用することは用意ができていないので、そのためには、現行法をそれ相応に直していかないと、そういうことを実行する方法は現行法ではないという趣旨を申し上げたつもりでございます。

○芳賀委員 それでは、この点は非常に政治的配慮を要する点ですから、本

日はこの点は保留して、午前保留した問題と同様に、後刻農林大臣が出席された機会に、政府の方針として明らかにするよう、これは丹羽政務次官から大臣にこの点を十分伝えて、次の機会に明確にしたいと思ひます。いかがですか。

○丹羽（兵）政府委員 お話のありましたように、私から大臣によくお話を申し上げて、後刻委員会に出まして、お尋ねに対して政府の態度を明らかにさせていただきます。

○芳賀委員 次は、やはり国の補助に關する点であります。事務費の補助については、組合員一人当たり百円という国の補助が行なれておるわけですが、この百円の範囲内で実際に年金の事務的な運営は十分果たされておるかどうか。これは社会党案としては、この程度では不足であるという方針の上に立つておるわけですが、政府としては、従来同様に一人百円の方針で十分であるというふうに考えておられるかどうか。この点は局長並びに湯山提案者からも御説明願ひたいと思ひます。

○昌谷政府委員 その国庫負担の問題につきましては、けさほども、この法律が成立したときの附帯決議に關連して申し上げましたが、設立当初は、諸度調弁費という意味を含めまして、一人当たり百円にたぶん五円くらいを加算したものを初年度には出しておると思ひます。自後は経常的な事務費補助としては百円でまかなつていただいております。

現在、實際問題として、この年金が必要といたします事務費に對しましては、一人当たり百円というのには、おお

むね二割ないし三割程度の補助に相当してゐるかと思ひます。私学共済の場合、対象とした組合員数が十万人そこそこでありますから、とても共通の単価では固定的な事務費が処理できませんので、若干上がつてゐるかと思ひます。逆に厚生年金は母体が広うございまして、百円ではなくて、それよりは低い補助単価で定められてゐるかと思ひます。そういう事情がございまして、これも百円ではなくて、合理的な絶対的なものがあるとは思ひませんけれども、一応他の年金制度との振り合いという点から考へて、当面の百円という補助を特に大きく動かすといひますか、変更を加へるほどの主張はなかなか困難でございまして、しかし、私どももいたしまして、現在のうちに運用利回りが高率で、理論上予定いたしました準備金の運用利回りよりも、かなり高率に回つてゐるというふうな状態では、事務費の負担余力もございまして、いつまでもこのやうな状態にあるといふことでもございせん。それらの事情も考へて、將來必要に応じて十分検討いたしてまいりたい、かように思つております。

○湯山議員 ただいまの事務費につきましては、この法律ができるときにもずいぶん議論されております。その中で、この事務費の補助が非常に少ないではないかといふことに対しては、当時の政府委員から、ほかの組合がこれだけだからこれだけ必要だといふやうなことでは權威がないから、いずれそういうことを検討して要求する、場合によつては補正予算でもこの補助についてはやれるといふことを答弁をい

たしてあります。現在のところ、私立学校関係は百十円といふことでございしますが、いま局長の御答弁では、私学関係は十萬程度といふことですが、これは、私も、私学の共済ができることに同じやうな議論をいたしました。それに比べれば、私学は十萬程度で、数は少ないけれども、私学の職場といふのはまとまつてゐる、したがつて、少なくていいんだ、こういう答弁が政府のほうからありまして、いまの局長の言われたのは若干違つております。局長のは、十萬程度だから、したがつて補助単価が大きいの、農林漁業団体の職員については、職場が非常に離れております。したがつて、私学のようにまとまつてゐないのだから、この補助単価はもっと大きくなければならぬ。にもかかわらず、いまだこのやうなことで少なくていいんだといふことであれば、これは少し間違つてゐると思ひます。特にこの私学の場合は、その百十円だけではなくて、千分の三の事務費の負担をしてゐます。その中の千分の一といふのは、実はこの長期給付のほうへ回つてゐる。したがつて、私学の場合は、百十円プラス千分の一といふものが事務費になつてゐるわけでありまして、これは農林年金に比べれば、はるかに事務費は有利になつてゐます。現在のところは、農林年金においては、三十八年度に事務費の補助が三千二百二十万が三千二百八十万と、わずかに六十万ばかりしかふえてゐない。これはふやしたのが、ただ組合員の増に対する対処だけであつて、物価、人件費その他の値上りを見れば、これをそのまま据え置いたといふことは、私

はどうしても納得できない。ただ、法律の改正はそれには必要ないのであつて、法律は六十二条で、組合の事務に要する費用を負担するといふことになつておつて、幾ら負担するといふことは定められておりません。したがつて、相当大幅に議論されたときには、三分の一程度は補助を出していいんじゃないかといふ御議論が、これは質問の中でも出ておりました。現在のは、大体計算してみますと、事務費の六分の一程度にしかなつておりません。それはどこから計算したかと申しますと、国の補助の三百萬余りと、それから実は年金會計の中で、事務経理といふものへ約一億五千七百萬程度の繰り入れをしてあります。組合自体が事務費の中へ入割あるいはそれ以上持つてゐる。ここに大きな問題があつて、この一億五千七百萬以上の事務費の負担といふのは、実は国の保険と年金全体に対する補助、それに近い額になつております。そこで、どうしてもこの事務費に対する国の補助といふのは、これはいまだに事務費全体の六分の一程度じゃなくて、せめて三分の一程度にはしなければならぬ。そうすれば、現在の額の約二倍あるいはそれよりも上回る程度になるのではないかと。私立学校並みにするといふ前回の附帯決議でございまして、それに合はせるにいたしましたも、百十円といふ単価、それ以下であつてはならぬ。このように私どもは考へております。

○芳賀委員 局長、それでいいですか。
○昌谷政府委員 私学が厚生年金と比較してよくなつておりますことの要素の中には、私が申し上げましたやうな組合員数が少ないといふことも、反映してゐることは間違ひがなからうと思ひます。湯山先生のおっしゃつたやうな問題ももちろんあるかと思ひますが、農林年金がいまの事務費でバランスがとれてゐるかどうかといふ点はなかなかむずかしい問題だと思ひます。私どもとしても、かねて附帯決議をいたしておることでもございまして、事務費を運用利益の中から出さねばならぬやうな状態といふものは、極力少ないほうにしたいわけでもございまして、たす方向で、今後とも努力はいたしたいと思ひます。ただ、私学は百十何円かの補助を受けておりますが、運用利回りの点でも不十分なのかと思ひますが、千分の三といふものをいふやうな付加保険料の形で団体組合員から徴収して、事務費に充当してゐるわけでは、その事務費について、組合員から付加保険料のやうな形のものをとつてまかなわねばならぬほど窮乏はしてゐない。そういう点はよくと事情を異にすると思ひますけれども、しかしいずれにいたしましても、今後とも推移に応じて検討はいたしてまいりたいと思つております。

○芳賀委員 これは、たとえば準備金を積み立て金についても、運用利回りを一応年五分五厘といふ、そういう規定のもとで運用してゐるが、先般局長から説明のあつたとおり、実際は七分一厘くらいの運用利回りになつてゐるわけですね。ですから、この運用利益を主として事務費の財源に充てるといふ考えは、これは間違ひだと思ひます。この五分五厘に対して、それ以上に運用利回りが上げられるといふことになれば、むしろ、それは固定的な不足準備金とかそれらのものが相当額あるといふことで、整理資源率の割合が高くなつてゐるわけだから、それらの準備金関係の補完措置等についても配慮すべきであつて、運用利回りのそのさやで事務費を充当するといふやうなことは、これはやはり再検討する必要があると思ひます。あくまでもたてまえては、事務費については国が相当額負担をして、そうして健全な運営をやつていくといふことで進むべきであると思ひます。この点は指摘しておきます。

次に、政府案と社会党案の比較についてお尋ねをしたいと思います。その前に、政府から資料として示された、たとえば数理的保険料の設計について、われわれとしては、これを一覽して直ちに了承できない点があるわけですね。たとえば国家公務員共済とか、地方公務員共済、あるいは私学もそうですが、この農林年金制度と比較しての特徴点は、午前にも言いましたとおり、農林年金の場合には、二十年以上勤続して、退職年金の長期給付を受ける人たちの割合が、他の共済制度に比べて非常に少ないわけですね。そうなる、退職一時金を受ける受給者が非常に他の共済に比べて多いといふこと、これは必然的になるわけですね。そういう五カ年間を通じての一つの特徴といふものが表面に出てきたわけですからして、これらをたとえば数理的保険料の設計の場合にどのように当てはめて計算をされたか、その根拠を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○昌谷政府委員 現時点におきまし

て、この農林年金の場合、年金受給者よりも一時金対象者が多いという問題は、二つあるかと思ひます。一つは、二十年以上勤続者が少ないといひますか、脱退者の平均勤続年数が短いという、この前の資料で説明いたしたような事情と、それからもう一つは、厚生年金から引き継ぎまして十六年、本制度ができてからこととして五年でございすが、そんな事情でございすから、やはりそういう意味からいっても、年金受給者が比較的はまだ出方が少ないという事情はやむを得ないことだと思ひます。それらの事情は、この財源率の計算をいたします場合には、御承知と思ひますけれども、全体の脱退率なり、あるいは将来の俸給に影響のあります諸フクターとか、それから年金を受給してその母集団から脱落していきま可能性、そういうものを現在求められます最新の資料でその母集団の比例の中へ当てはめまして、計算をして出すわけでございすから、これらの統計的に把握されております実績は、すべてこの計算の中に織り込み済みでございす。統計的に把握のできていない、あるいは過去の趨勢と違つた動きが将来起こるといふたしますれば、そのような問題は、何年に一回かの財源率の再計算の際に、いろいろと再計算をされまして、いわゆる整理資源率の問題として問題が発生するわけでございす。

○芳賀委員 私に聞いておるのは、ま

だ五カ年経過したわけであつて、それから厚生年金からの引き継ぎにして、農協等は昭和十九年以降ですから、まだ二十年を経過した受給者が少ない

ことは、最初からわかつておる点で

す。ただ、先日局長から詳しく説明があつて、たとえば毎年度別に勤続年限とか年齢別とか、そういうような状態がどうなつておるかという点について、委員会においても現況は大体認識したわけですから、その認識の上に立つて判断される点は、たとえば平均勤続年限四年とか五年、特に十年未満で資格喪失をする職員が非常に多いという点です。女子職員の場合は、結婚年齢までの期間が大体四年程度です。これは長期給付を受けるまでに至らぬことは当然わかつています。

こういう点は、民間産業でも繊維産業のような場合は、ほとんど女子職員が中心ですから、それが企業の中における勤続年限の一つの重要な特徴になります。農協とかこの団体の場合、女子職員以外において勤続年限が非常に短いという点が大きな特徴になるわけですね。そうすると、この保険設計上から見ても、これが直ちに是正されるという見通しの上に立てるのであれば、別として、このまま放置しておけば、この状態というものは改善されな

いと思ひます。ですから、そうなれば、将来五年ごとに再計算をもしするとしても、この五年の将来にわたつてこの変化はあまり大きくならぬと思ひます。あるいはこの状態が悪いほうに発展するかも知れません。そうした場合には、この保険設計上も、そういう特徴というものは計数の中にやはり明らかにされなければいけないと思ひます。だから、具体的な例から言へば、たとえば数理的保険料率では、退職年金については、これは退職一時金と区分してありますが、長期給付の場

合には千分の四四・九二二となつておるし、退職一時金の場合は二七・六〇九、こういう率になつております。これはたとへば国家公務員の共済とか地方公務員の共済とか、そういう共済に比較した場合に、この数理的保険料率というものは、どういう数字を対象にできるわけですか。

○昌谷政府委員 その点は、先ほど来申し上げておりますように、最近時点ですかまえましたこの三十二万人のグループの統計数値によつたわけでありすが、さらに具体的に申し上げますと、たとえば総脱退率を求めますための統計については、昭和三十七年度における実績値を用いております。それから組合員数については、三十六年度末、三十七年度末の両年度の実績値の平均を用いて計算する、おおよそ三十七年度末までのわかりました範囲の実績数値を用いて、それを年齢階層別に幾通りかに区分いたしまして、それぞれの方々の組合員としての将来の行動を過去の趨勢値で予測したものをもつて、所要支払金額をばき出し、それを分子として用いる、そういう方法を用いておるわけでありす。

○芳賀委員 この点は、結局掛け金負担にも関係する点ですから、設計を誤ると、非常に現実と相違した負担を当事者にさせるということになるわけですから、十分精密な設計をしても

らなければならぬと思ひます。そこで、社会党からも案が出ておるわけですが、こまかいことは別として、基本的な点等について、これは湯山提案者から御説明があれば適當と思ひますが、この点いかがですか。

○湯山議員 ただいま御指摘の点は、

農林年金について特殊の現象であると思ひます。一人当たりの勤続年数を政府の資料によつて計算いたしますと、一人の勤続年数というものは四・四年程度になります。こういう状態ですと、二十年間じみちにつとめて年金を受けるというものは、数は非常に少ない。しかし、これは年金発足当初のことなので、いまはほんとうの長期給付といふのは始まつていない状態です。しかも、なお動余地はありますけれども、しかしながら、二十年近くつたものを引きとめていくという条件も農林年金にはないわけですから、任意継続という制度がありますから、他の年金のように、たとえば恩給がつくまでがらばののだとか、あるいは年金がつくまでがらばののだ、こういう要素もありませんから、したがつて、二十年間つとめて年金を受けるといふ人の数は、非常に少ないのではないかと、このことを私も感じております。そこで、それがどういふふうな掛け金に反映してくるか。農林省のほうから提示された資料は、確かにいまの点の資料としては織り込んでありますけれども、しかし、年金の普通の概念から見ても、四・四年しか平均勤続年数がないものをそのまま保険に取り入れてやるといふようなことは、これは保険上の常識からはできません。したがつて、この数理的な保険料率の計算にあつては、相当大幅な修正が行なわれてゐる、この出でるそのまゝの数値ではなくて、それを修正したものがあらわれている、このように判断されます。その修正の方向といふものは、勤続年数が相当長く見込まれている、こ

れは制度の改正に伴つて離れていく者も少なくなるのだというより前提もあると思ひますけれども、いずれにしても、相当な修正が行なわれております。ただいま芳賀委員の御指摘のように、そのまゝ使えば、これは掛け金率といふものはまだまだ低下しなければならぬ、そういう要素になるものであると私も判断をいたしております。

○芳賀委員 いま湯山提案者からも御指摘がありました。そうすると、これはなまのものが別にあつて、それを適當に修飾したものがこの政府の説明資料の数理的保険料率ということになります。やはり現時点をとらえて、局長が言われたとおり、それを反映させてこれが設計されたということであれば、これは一つの方程式として、これをくつがえす重大な根拠はわれわれもないわけですが、しかし、実際にできたものをその現象を反映させない形に修正するということになると、これは問題があると思ひます。しかも、掛け金負担が増す方向に修正されるということになれば、これは重大な点だと思ひます。この点はひとつ局長から正直に説明願ひたいと思ひます。

○昌谷政府委員 何か事実と反する材料を用いて財源率を計算しているのか、ごときお話がございましたけれども、そういうことは全くございせん。ただ、これはどの保険設計でも当然やることとございすけれども、年々のこ

ういつた指数の変動を一つの趨勢値にして将来を予測するわけでございす。過去の実績は当然ジグザグでございす。そのジグザグのものを二次方

一

程式を用いて趨勢線に引き直す。したがって、その趨勢線と実績とを当てはめれば、その趨勢線にぴったりある場合だけではなく、その趨勢線から上にドットがいく場合もあれば、下にいく場合も当然ございます。しかし、これは計数上の趨勢線を出す場合の当然やるべき修正でございます。そういう意味合いの修正は当然行なわれておりますけれども、事実を曲げて、鉛筆をなめたような意味合いの修正をやっているというふうにおとりでございます。それはたいへん事実と相違いたしますので、ここで釈明をいたしておきます。ただ、制度が生れたばかりと申しますか、まあ、制度自体あるいは組合というものの雇用環境自体が、組織自体が不安定な要素がございます。国家公務員等と比べればはるかに不安定であります。したがって、一応同じ方法論で過去の趨勢値をとりましても、将来の各組合員の起こす行動がその趨勢線と同じであるかどうかにかつての点は、国家公務員の場合とは若干違った動きを現実の組合員がやるということとはあります。たとえば早い話が、合併組合が急速に生まれて、現在の一万何百の総合農協がかりに半数の五千になって、雇用条件が急速に改善をされたということになりますれば、私どもが用いました過去の趨勢値は、一万何百の弱小組合を含めた職場環境における脱退率であり、勤続年数でございますから、そういう行政的な援助によつて急速に合併が助成された結果、非常に安定した職場がそこにつくられ、その結果、過去の組合員がとつた行動と将来の組合員がとる行動の間に差が起るということは、当然

あり得ると思ひます。したがって、いまここで計算しておりますものが、将来、未来永劫に現在の三十二万人、あるいは今後新規に採用されてまいります職員の実態の行動と、どんぴしやりであるかどうかということについては、これはあらゆる計算がそうだと思いますが、それを保証しておるものではないと思ひます。しかし、一応このうちの将来の設計を立てます場合に、それ以外にたよるべき具体的な数値がございませんから、そういうことをいたしますのは、これは当然許容されてしかるべきことの取り扱ひだと思ひます。したがって、この種不安定な職場を対象とする年金制度におきましては、財源率計算をなるべく再々ややつて、正確な財源率計算に常に合わせるように努力をし、それに応じた掛け金率に修正を加えていくという努力は、ほかの年金以上にいたさなければならぬという点は、本年金の特殊事情かと思ひます。

○芳賀委員 たとえば地方公務員共済の場合は、法律の規定の中に、財源率あるいは掛け金率の再計算は五カ年ごとにするということになっておるわけですね。この農林年金法にはそういう規定はないわけだが、いま局長の言われたような点が重要であるとすれば、やはり法律の中で、明確に何年ごとに再計算をやるという規定があつたほうがむしろいいじゃないかと思ひます。ですから、この点はどうお考えですか。

○昌谷政府委員 ただいまお答えいたしましたような特殊事情がございますから、わが農林年金の場合には、他の

制度と比べて、そういう再計算をなるべくこまめにやつたほうがよろしいと思ひます。法律制度上五年というよりな制限が置いてございませぬ趣旨については、いろいろ事情があつたかと思ひますが、おそろくはまた創立初期であり、不安定でありますから、むしろ五年というふうにきめることと自身がいかかであるかという立法の趣旨であろうと思ひます。おそろく今後十年ぐらいたちまして、責任準備金の増加傾向というものがとまつて、一つの安定的な状態が出てくれば、そのときは五年ごとくらしいの制度をつくることも一つの案だと思ひます。むしろ、私の個人的な考えとしては、まだこの年金の場合には、五年に一回というふうな定期的な再計算ということはいいかどうか、むしろ逆に考へておるくらいでございます。

○芳賀委員 私も、別に五年とか七年とか、長いほうが再計算の時期ではないかというところを言つておるのではなく、長いこと言つておるのではなく、行なうためには、根拠があつて、たとへば三年ごととか五年ごとにはどうしても再計算をやらなければならぬというところになつておれば、なまけるわけにいかぬですね。ですから、そういうやはり忠実に計算を行なうというような点から見ると、そういう配慮も必要だと思ひます。

時間の都合で、あとは政府案と社会党案の相違点等が数点あるわけですが、この根拠について、再提案者から明らかにしておいてもいいと思ひます。わけです。現行の制度あるいは実情は、勤続年限が短いという点から見ても、組合員が農林漁業団体の職場に対して将来的な魅力を持つておらないというところは明らかでございね。ですから、これは、そういう魅力を失つておるいまの農林漁業団体の機能そのものを根本的に、体質的に改善すること、はもちろんでありますが、やはり共済制度の中においてもそのような意欲を盛り込んでおかないといけないと思ひます。そういう意味において、たとえば標準給与の点についても、政府案は月額にして下限六千円、上限七万五千円が二十八等級ということになつており、社会党案の改正趣旨は、下限が月額七千円、上限十万円、三十一等級、こういうことになつておるわけですが、これをたとえば政府が言うように、少なくとも地方公務員共済に準ずるということであれば、この標準給与の設定についても非常に消極的であるというふうにわれわれは考へるわけですが、この点について明らかにしてもいいと思ひます。

○昌谷政府委員 標準給与の上限、下限をどう求めるかについては、先般資料説明に関連をいたしまして申し上げたと思ひますが、制度発足当時下限三千円、上限五万二千円ということが発足いたしましたのは、当時の関係組合員の給与の実態から見ると、三千円以下が百分之以下でございましたから、そういうふうなことでございました。それから、五万二千円以上と比較的少のうございまして、そういうことで処理をいたしました次第でございます。おおむね制度発足当時の組合員の給与の散らばりの把握とはほぼ同じカパー率での把握をいたしたわけでございますけれども、その間、組合員全体としての標準給与は四七%上昇しております。そう

いったことが考慮の要素となつてきまつたわけでございます。なお、下限につきましては、いま私が申しましたような機械的な方法論でやりますと、むしろ五千円のほうに説明の材料が多かつたのでございまして、その点は、関係者の多数が、掛け金負担は重くなつても、最低は六千円にしたいという強い御希望もありまして、そのような事情を考慮して、いま私が申しましたように、計算上出ました数値ではなしに、六千円をとつたような次第でございます。このことは、組合員の給与の実態がなるべく正確に反映することとがその表の持つべき本来の意味でございますから、その額が高いということは、むしろもし実態より高きめ過ぎておりましたら、それだけ低額所得者の掛け金負担が不公平に高いということになります。共済給付はなるほどよくありませんが、しかし、そのための掛け金負担が年々月々非常に重くなるということもございまして、なるべく現実の給与を正直に反映するものとして整理をするのが趣旨であらうかと思ひます。そういう趣旨で、農林年金の場合、おおむねいまのような方式で出したのが六千円と七万五千円でございます。

○湯山議員 標準給与の問題につきましては、これもこの年金制度をつくつたときに、現在それらの団体については、先般の資料にもございましたように、給与規程も整つていない。そしてその実施も行なわれていない面が多い。そこで、この年金制度を整備することによつて、ひいてはそういう給与規程、給与を正常化していく、こういう含みも多分にありまして、その点に

つては、逆に厚生大臣から、そういう考え方というのは逆じゃないかというような指摘もあつたくらいでございました。当時のいきさつは、この標準給与をどういふふうにきめて、年金制度を発足する、そのことを手がかり、足がかりにして、団体の職員給与もまた正常化していく、そういう含みもあつたわけでございます。そういうことのために、特にいろいろな障害を乗り越えて成立させたというのが実情であつたと思ひます。

現在の農林漁業団体の職員の給与と

いふものは、これも先般の資料によつて明らかなように、はなはだ低くて、しかもその規程も整備されてない。そういう段階では、やはりこの標準給与の設定というものが、この法律をつくつた当時の役目をまだ解消してはいないといふふうに判断されます。なおまた、いまの状態では、総理大臣が先般国会で答弁しましたように、最低賃金がすでに一万二千円になつておるじゃないかといふような状態でもございまして、私どもはその二つのことを考慮して、この標準給与の表をきめて、どんなに少なくともこの中には入るといふことでなくてはならない、実情は五千円以下もいま局長の御答弁のようにあると思ひますけれども、そういうものがあつてはならないといふことをここでは強調いたしたい、こういうことできめたわけでございます。なおまた、将来給与が改善されていくという過程の中では、これも昭和四十年には八万円をこえる者が大体四千名以上になるという見通しもございまして、三十七年度末においても八万円をこえる者が四百名もあるわけですから、

高所得者が、標準給与が低いということによつて掛け金負担を軽くされるというよりなことは、これは一面から言へば矛盾した現象でございまして、それらの問題を実情に合うように、本来は国家公務員、地方公務員に合わせ、十一万といふことも考えましたけれども、その該当といふものはほとんどございせんから、とりあえず十万円といふことで最高限度を切つたわけでございます。この年金制度のそういう特殊性と、それからこうあらねばならない、これによつて規程等の整備をはかつていく。

なお、御質問にはございせんのでしたけれども、給与規程等が整備されるということは、現在期末手当等は年金計算の基礎に入つておりませんが、そういうこともこれが整備されることによつて入れば、それによつてさらに年金は有利になつてくる、こういうことも配慮してのわれわれの案でございまして、その点では、ただ現実の事態に対応するといふ政府の考え方とは若干違つておることは、これはいふまでもない事実だと思ひます。

○芳賀委員 最近農山漁村においても、労働力がほとんど都市に吸収される關係があつて、新規採用の分については、以前から見ると、初任給は相当上昇しておる。たとえば中学卒業にしても、七千円以下といふのはほとんどございせんし、高校卒の場合はおよそ一万円水準といふことになつておるわけですから、過去の給与の実態が非常に低賃金であるから、それを反映して最低六千円といふものではないと思ひます。むしろ現実には、最近における農漁村における労働力の状態であるとか、それから民間あるいは

公務員等の賃金の水準であるとか、あるいは最低賃金法の適用を受けておるそれらの産業の最低賃金の実態といふことを考えた場合は、少なくとも改正の場合には、標準給与の最低は七千円以上にするといふことは当然だと思ひます。六千円なんてことは考慮の余地はない。それから上限についても、やはり七万五千円に押えるといふような考え方はいけなかつた。他の給与所得者が十万円、十一万円という現実があることをわきまえておりながら、この農林漁業団体の場合は制度のもとで七万五千円に押える、それ以上であつても七万五千円と見なすといふようなやり方が、今後やはり農林漁業の発展を阻害することになる。だから改正の場合は、大胆率直にこれを取り扱つてもらわれないと、問題があつて根となつて残ると思ひます。

それから、いま湯山提案者から、期末手当は給与の中に取り入れてないといふことでありますが、これは問題があると思ひます。これは現行法審議の場合においても、給与の範囲になるものはない、何であるかといふことで、相当議論した点なのです。そのときも、全く臨時的な、継続性がないようなものは入れないわけにはいかないので、給与規程等が統一されたらこれは問題がないわけですが、給与規程が加盟団体の中の四〇％くらいしかないといふことであれば、統一した給与規程をいまずと求めることはできないにしても、これはやはり給与体系の中において、他の経済組合団体と同じように、期末手当であるとか、石炭手当、薪炭手当、家族臨時手当であるとか、こういうものは当然臨時のものではなくて、経常的な給

与として認定されておることです。それから、もし期末手当なるものをこの給与額から削除してあるとすれば、これは重大問題だと思ひます。期末手当は当然給与の中に入りますといふことが、五年前の委員会が言明されておつて、現在それが除かれておるといふことになれば、これは重大な点です。これは事務局当局から明らかにしてもらひたい。

○昌谷政府委員 まず、この標準給与の月額をきめる格づけをいたします表の問題でございますが、この表の意味でございますが、つまり、国家公務員のように給与規程が全国一本で統一してつくられておるものにつぎましては、各人の給与は明確でございますから、こういうもので格づけをしなくて、もやれるわけですが、この団体のように給与の源泉が個々ばらばらな団体でございまして、それらの人々の実際の給与額をとつて掛け金計算あるいは将来の給付、所要財源の計算を行なうといふことは、技術的に不可能でございまして、この表で各人の現実の給与をあらわして、その年金取り扱いは、このきざみの中へ入りますものとして、それぞれそのきざみのものとして扱うという便法で処理をするわけでございます。したがって、この表の最低を上げるといふことは、現実の給与を上げるということでは全くないのでございまして、逆に、この最低を上げるといふことは、現実にはもっと低い俸給をもらつておられる方々を、年金設計上は六千円もらつておるものといふふうに仮説的にきめてしまふ。したがつて、その方々に対しては、実際はもっと低い給与をもらつておられるに

かわらず、少なくとも六千円以上、それしかない設計での掛け金を負担していただくこととなります。もちろん、給付をもらうときになりますれば、その水準がものをいいますけれども、これは採用されてから給付をもらうまで、最低額で給与がこげつき、水平のまま、給与が一文も上がらないという状態はおよそ考えられせんから、当然やめず段階では、最低給与も相当程度高いところへ格づけされておる方々がやめていけるわけでございますから、その点の不利は私はないと思ひます。むしろ、掛け金負担を實力以上に、必要以上に大きくしないという意味合いで、慎重を期したほうがよろしいんじゃないかといふのが、私どものこの案の背景でございまして、この表を最低を高いところに置くことによって、実質の給与をそこへ近づけるという効果を期待するといふことは、現実の段階の状況から見まして、なかなか期待のむずかしいことではなからうかと思ひます。

それから最高の問題は、確かに七万五千円以上取つております高給者について、これは、それを七万五千円に切るといふことは、その方々だけについていへば、この実質的な掛け金負担が軽減されたような姿になりますけれども、しかし、この間の表でござらんになつていただければわかりますように、七万五千円以上の給与をとつておられます方々といふのは、三十二万人のうち約千五百名でございまして、おそろくは相当大きな連合会等の役員、役員が大部分であらうかと思ひます。そういったごく少数の高額所得者の給付をこの実態に近づけることのために、多

数の零細の方々、低額の職員層に掛ける金負担の重なる要素を持ち込むことは、この制度のたてまえ上、遠慮してしかるべきではないかというふうに判断をいたした次第であります。

なお、先ほど来お話をあります臨時給与の問題は、現行法にもございすように、三月以上の間隔を置いて支給されるものはこの標準給与の算定の外に置くということにございすので、年に二回しか支給されないものはこの標準給与の中に入っておりません。そのことは、いま給与の問題とは別の問題だと思つてございす。と申しますのは、国家公務員は、御承知のように、本俸だけで年金の率をかける。元の数値は本俸だけをとっております。本俸だけの三年平均であると思ひます。私学と現行法の農林年金は、本俸だけといひましても、給与規程がない等の関係があつて、何が本俸であるかわからないわけでありまふ。したがひまして、やむを得ず、本俸以外に月々定期的に支給されるすべての手当類を加えた——と申します意味は、ある組合では、本俸と手当の区分なしに支給する場合があります。また進んだ組合では、本俸と月々のプラスアルファの手当と区分して支給する場合がございす。その場合に、給与規程が未熟のために、諸手当を一本にした突っ込みの、たとえば二万円とかいうような給与をしております。団体の職員と、給与規程が非常に分化して、本俸とそれ以外の月々の給与とがはつきり区分されておりますものとの間で、年金取り扱い上差が出ては申しわけありませんから、やむを得ず、本俸プラス月々きまつて支給されるものをもつてこの標準給与の前提といたして

おるわけでありまふ。これは率をかける元数がさういうことでございまして、さういふ意味からいひますれば、国家公務員は本俸のみでございすから、一番不利になつてゐるということ、さういふ論理をもつてゐるということ、さういふのには、元数と率との関係でございすものでは、元数と率との関係でございすものでは調整がとれておる。私学は、依然として本俸以外の給与を含めての総給与の五年間の平均をとつております。農林年金は、今回の改正によりまして三年平均にこれを短縮したわけでありまふ。そのことは、同じ率を使つておる。そのことは、同じ率を使つておる。私学と農林年金の間では、農林年金のほうが多少有利になつたといふことに相なりかと思ひます。

○芳賀委員 いまの期末手当の問題について、これは公務員と違ひますから、一貫した根拠がないことは明らかであります。しかし、たとえば協同組合等にしても、毎年の事業計画等の中においても、給与分についてはやはりこれを分類してあるわけでは、すから、その年度において予定される、たとえば期末手当は夏期と年末を通じておよそその程度であるとか、それから石炭手当や薪炭手当はどの程度であるとか、家族手当についてはどうであるとか、それから期末の決算手当についてはどうである、さういふ点は、大小の差はあつても、これはやはり全く無計画にやつておるわけではないのです。事業計画の中でさういふ点は明らかにやつておるわけですから、これはやはり給与の合算といふものが行なわ

れなければ、たださう給与水準が低い組合の給与を、さらにまた基本給だけであるといふことで限定すると、ますます給与率といふものは低くなつてしまふわけですから、この点は、政府としても、本法の当初の審議の際にも、さういふ期末手当等については、適当な機会に農林省のほうからそれらの区分については指導的な通牒を出して、さうしてこれを給与としての対象額に入れるか、どうしても入れることのできないようなものについてはどうするか、明らかにしますといふことになつてゐるわけなんです。それが現時点において期末手当さへも給与の中に入れておらないといふことになれば、これは実に重大問題だと思ひます。法律の改正点ではなくて、五六年間におたる運営上の政府の責任だと思ひます。これは當時にさかのぼつてもう少し明確にしてみたい。

○昌谷政府委員 いまのお話は、期末手当を標準給与の中に入れたほうが、組合員にとつても、もし他のそれ以外の率その他が一定であれば、一見有利になるように見えることとございすけれども、いまも申しましたように、国家公務員は本俸だけをとつて三年の平均をとつておる。農林年金の場合には、本俸と月々支給されるその他の手当とか、団体の性格によつて共通性がございせんから、むしろそれが幸ひをして、全部をとつて標準給与がきめられておるわけとございす。さういふ意味で、本来ならば、厚生年金がとつておりますように、標準給与と申しますか、年金計算の基礎となりまふ給与額を出しますときには、全雇用期間の実給与の平均をとるといふやり方

が一つあるわけとございす。さういふやり方ならばまた別でございす。が、さうではなく、三年平均をとりながら、かつ、本俸以外のものも含んでおるといふことは、この制度の特色でもあるし、有利な点だと思ひます。期末、勤勉手当を入れるか入れないかの問題は、やはり全体としての三十二万あるいは二万二千の職場の給与のやり方が、おつしやるように規則正しく一定の基準をもつて行なわれれば、それができるといふ御説でございすが、逆に申せば、さういふことができれば、本俸のみといふことにする。まことに国家公務員と同じ扱いをする。どちらにもつながら問題でございす。どちらを有利とし、どちらを不利とするかといふことは、にわかに断定のできない問題だと思ひますが、年金取り扱ひ上は、法律でも標準給与の算定は、三月以上の間隔を置いて支給されるものは規則性がございせんから、やむを得ず年金計算から除いたといふことになつております。そのことは、現在のよりならばばらばら給与あるいは俸給資源が、二万二千という職場に分かれております年金制度の場合には、やむを得ざる措置だといふふうに考えます。

なお、将来さういつた諸給与をなるべく各種団体の間で不均衡のない、また少なくともシステムについてはなるべく統一のとれたものに指導すべきではないかといふ点については、私どもも、組合の実態等とも関連をします。が、さういふ方向で指導はいたしたいと思つております。

○芳賀委員 この点は、たとえば給与水準が国家公務員に準ずる水準まで上がつておれば、これは本俸だけでもいいといふことになるが、実態は公務員給与に比べて、一切の手当等も入れて大体五〇％ないし六〇％の水準に置かれておるわけだから、さういふ異例に低い給与の実態等から、手当等についても、これをあらゆる給与をこの法律で言うところの給与とみなすといふことになつておるわけですから、これが今日行なわれていないとすれば、ここで直ちに明らかにすることは無理かもしれませんが、あとでこれは団体ごと、本俸以外の給与といふものは現実にどういふような種類で、どういふような内容で支給されておるかどうかといふ点については、これは法律が成立する前に資料として明らかにしつてもらいたい。さういふ点は指導しますといふことが當時言明されておるのを、全く怠慢でやつてないわけですから、至急これは出してもらいたいと思ひます。

約束の時間がもうありませんから、重点的な点を一、二点だけにとどめておきますが、次に問題になるのは、最低保障額の問題です。現行法では最低保障額といふものは規定されておりませんが、政府の改正案は三万五千五百二十円、社会党案は九万六千円、それから最高限度に対しては政府案は百分の六十、社会党案が百分の七十といふことになつておるが、これもやはりこの年金給付に対する最低保障といふことになると、実態に合わないといふものであつてはいかないと思ひます。そこで、政府改正案の三万五千五百二十円の明確な根拠といふものを明らかにしていただきたいし、また湯山提案者からは、この九万六千円の妥当性に

ついで明確にしてもらいたいと思ひます。

○昌谷政府委員 先ほどの御要求でございした資料は、検討はいたしてありますが、十分な資料が手元にならぬと思ひます。したがひまして、早急にお出しすること、あるいは困難かと思ひますので、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。

それから、いまの最低保障額を三万五千五百二十円と定めました根拠につきましては、現行の厚生年金の支給と申しますか、厚生年金の対象となつておる人々であつたとして、少なくとも厚生年金であつても二十年おれば得られるであろう最低の値をとつております。そのことは、他の農林年金以外の年金の最低保障額の算出と全く同様でございます。

○湯山議員 いまの最低保障額の問題は、非常に重要な問題だといふように考へております。と申しますのは、いままでなかつた最低保障額を今回新たに政府案においては設ける。その場合の最低保障額が、いままでに改正されようとしておる厚生年金の現行のに合はれておるといふのは、いかにもおぼろげな感じがいたします。三万五千五百二十円といふのは、月三千円に足りない年金額になるものであつて、それではとうていこの年金の目的も達せられない、こういうことになるわけでございます。そこで、私どもが最低額を九万六千円といふことに設定した根拠は、一つは、従来から最低賃金の場合に、最低生活の保障といふものは月八千円は必要だ、こういうことを申しておりました。それに合はせて年額九万六千円を最低にしたといふ点が一点、そ

れから第二点は、今日厚生年金に当初から入つた人の年金の支給が始まつておりますが、この最高額がいままでのところ八万九千二百四十六円、こういうやはり低い額になつております。これは制度の欠陥であつて、こういうことを改めていかなければならぬ。一番低いのは一万三千七百七十二円、こんなになつております。これでは、厚生年金とはいへない、こういう額は年々金とはいへない、こういう額でございます。少くとも最低保障額といふ以上は、生活の最低を保障する、こういう見地に立つて九万六千円、月額八千円、こういうことを決定した次第であります。

それから、最高額を政府案では百分の六十、こういうことにいたしてありますが、これも今度改正案で計算いたしてみますと、大体三十三年余りで頭打ちになつてしまふ。しかし、農村で農協に腰を据えて、あるいは漁村で漁協に腰を据えてやつていく人たちが、三十三年度で頭打ちをするので、これは年金自体の条件が悪い。給与の悪い上へ持つていつて、三十三年度で頭打ちをする。これはあまりにも悪い上に悪い条件が重なることになりまふから、最低額を三万五千円といふ現在のそれらの年金に合はしたのであれば、当然最高額をそれに合はしてしまふべきである。にもかかわらず、こちらのほうは低い額で据え置いておる。この辺に、私は今回の政府の改正案の非常に大きな矛盾を感じるものであります。ここに、もう政府のほうから、社会保障制度審議会には七万幾らといふ最低額の諮問が出てゐる。その段階で、いま新たに定められる最低額がそれを踏襲した三万五千五百二十

円、これはどうしても納得できない。少なくとも九万六千円、この程度にはしなければならぬ、このように考へます。

なお、ここでつけ加えて申し上げますならば、この最低額については、社会党の案は、物価の変動が五割以上の場合はそれによつてスライドするといふ規定を設けております。これは先ほどの政府側の御答弁とも関連して、最低額の改定といふことは法改正によらなければなりません。本年度も政府が予算説明その他で申しておるところでは、物価の上昇は四・八%、大体五%見えておる、こういうことでございしますから、この九万六千円といふのも、これは長期にわたつてのものではなくて、私どもの認識では、まず一年間これでやつてもらふ。それであと、いままで問題になつておりました切りかえ、週及適用の問題、それから先ほどお話しになりました保険料の計算、つまり、四・四年くらいは勤続年数がなく、そのことをもとにして、それに修正をして保険料を計算しておりますけれども、それらの問題も、当然これが一年たつて国会にかかつたときにはあらためて計算して、こういう含みを持つての九万六千円でございします。

○芳賀委員 ただいま両案の相違点が明らかにされたのですが、ただ、ここで政府に十分反省してもらわなければならぬことは、三万五千五百二十円の根拠ですが、これは月額にすると、湯山提案者からも言われたとおり、二千九百六十円といふことになるわけであり、月額にすれば百円に満たないといふことになるわけであり、二十年以上勤続して、五十五歳を過ぎて年金の給付

を受けて、しかも保障される額は、もちろんこれより高いものもありますけれども、一日百円に満たないといふことでは、二十年以上も一つの職場で精力を尽くして、退職して老後の不安をこれによつてなくするといふことは、絶対できないと思ひます。こういう点は、何も現在の厚生年金の亡霊に取りつかれて脱却できないといふものではないと思ひます。だからこういう点は、やはり改正の機会に、現実に即した最低の年金保障額といふものは、これは明確にすべきであると思ひます。国民が納得できるように——国民です。国民が納得しなければ法律なんといふものはできないですよ。利害関係者だけで法律ができるわけないじゃないですか。

○昌谷政府委員 三万五千五百二十円という額が、最低保障額として適切であるかどうかという御議論でございしますが、私どもは午前中再々申し上げましたように、今回の改正は、先行いたしました国家公務員、地方公務員、私学教職員、この年金制度と現在の農林年金制度とが格差が生じております点を、とにかく現段階で追いついておきたい。いずれ根本的には、将来、厚生年金をはじめとする一種のものが、さうによりよき水準になつていくのであります。さういふわけにはまいらないので、待つといふわけにはまいらないので、肩を並べて比較検討しておりますもののおくれを最小限度取り戻すといふのが、今回の改正案の趣旨でございします。これは、繰返し申し上げた通りであります。そこで、それらが三万五千五百二十円をとつておりますので、私どもも現段階ではそれを採用した次

第でございします。将来検討するべきことは当然あらうと思ひます。

○芳賀委員 すべて重要な点は検討事項で残るわけですね。たとえば社会党案は、標準給与で月額二万円、それに十二月分をかけて、さうして退職年金の基本給与額の百分の四十を乗すると、年額で九万六千円、月額八千円といふことになるわけですね。ところが政府案は、月額の標準給与額が七千四百円でしょう。七千四百円で十二月分をかける年額八万八千八百円で、それに百分の四十を乗じて年額三万五千五百二十円、これではたとへば標準給与の下限に近いじゃないですか。下限を七千円にすれば、最低保障額の月額政府案の七千四百円と大体同様といふことになるじゃないですか。初任給の下限である七千円で団体に勤務して、二十年たつて国が保障する最低保障額が、月額の基本は七千四百円ではないといふようなばかかたことではないじゃないですか。局長の先ほどの答弁も全く食い違つておるでせう。もう少し現実を判断しないと、何でもさういふ制度をえつてつてやれば、国が恩恵を施すんだから、おまえたちは文句を言ふな、これで満足しておれといふやうな、さういふ官僚主義的な態度といふものが、今日どれだけ害毒を流しておるかかわからぬです。いいですか、こういう点は、大臣がおられますが、農林漁業の政策や制度を担当してゐる農林省として、特に反省してもらひたいと思ひます。大蔵省の役人を相手にして質問する場合には、われわれもまた質問の要旨が違つて、少なくとも皆さん方は農政を担当して当委員会に出席して、えらそなことを言つてゐるわけ

だが、こういう仕事を繰り返され
ては、これは取り返しのつかぬこと
になる。これは議論をするわけじゃ
ない。いかに政府の改正案という
ものが現実におおきな誤り、そし
てあくまでも農林漁業団体の職員
を冷遇する方針で改正案が用意さ
れておるといふことを、私も率直
に指摘するにこどもめです。同時
に、湯山提案者から述べられた社
会党の改正案の妥当性というもの
と比較して、これは明らかに
なっておるわけでしょう。議論の余
地がないでしょう。

最後に、最近の池田内閣
の経済政策の失敗というものは、
国民周知の事実です。毎年のように
物価が七割あるいは一割上がって
おる。こういう状態の中で、スライ
ド制を採用しておかない場合にお
いては、これも大きな欠陥が生じて
くるわけですね。社会政策という
ものは、そういう点を十分配慮して
、スライド制を改正の中に入ら
なければならぬ。政府はみずから
おとした経済政策の失敗を制度中
でこれを補うというのをしないで、
そういうことも講じていないとい
う点については、これは問題があ
ると思うわけですね。こういう点
は事務的な問題ではないです。政
策的に経済政策が失敗してある責
任を国民に転嫁してある、ある
いは共済団体の職員に転嫁して
ある、これは、これは、これはど
うですか。丹羽さん、あなたも政
務次官です。政治的な責任はあり
ます。政治的な責任はあります。こ
の点であなたの御意見を伺いたい
と同時に、これは保留事項として
、農林大臣から責任のある言明を
するようにしてもらいたいと思
うわけですが、こ

れは丹羽さんからまず御答弁を願
います。

○丹羽(兵)政府委員 大臣は、明日
また芳賀さんの御質問に対してお
答えをするので、政務次官として、
私はお答えをしておきたいと思
います。

まず、池田経済政策が失敗であ
るという御意見でございませう。そ
うしてその責任を国民に転嫁して
おるのではないかと御意見でござ
います。御意見は御意見であり、御
批判は御批判でございませう。私
どもは、政府として、池田経済政
策は失敗であつたり、またそれを
国民に転嫁しようなどとは考えて
いないのであります。あくまでも
必要と認めておるのであります。

御批判は御自由でございませう。
また、その御批判に対して、今後
謙虚な態度で聞いていく必要はあ
ると思つておられます。

次に、制度の内容でございませう
が、もちろん、私が聞いておられ
ても、社会党からお出しになって
おる案のほう、それは大いに飛躍
のなかり、それは大いに飛躍のな
かり、事を進めていく段階にお
きまして、政府側としては、社会
党さんのように飛躍的な方法とは
なつていない、事務当局からお
答えをいたしておきたいと思
います。また、また芳賀さん、先
ほど御意見があらわれました。農
業団体に關係してある者、その
職にある者が、こうした年金制度
がなくなつて、みんなそれぞれの
職場から離れていくから、四、五
年前に、何とか踏みとどまつて
農民のために、何とかお返しを
したい、それにはこの制度を設
けなくちゃならぬといふこ

とで、こしらえていただいたので
あります。それが完全なものでな
く、ほかの私学だとか、その他の
共済年金と比較して、出発がお
おくれでございませう。

今度何と、それらの前々から歴史
のある制度と並んでいこうとい
うところ、私どもは踏み切つて
やつたわけでありませう。今後は
またそれ以上のひとつ前進の
ように努力いたします。

○湯山議員 ちよつと補足します。
〔答弁を求めていないよ〕と呼
ぶ者あり。それは政務次官の御
答弁は、私どもが飛躍的だとい
うことですが、それだけの案が
出るのです。〔答弁者が議論
する者あり〕ちよつと言わない
で、決して飛躍的ではない……。

○高見委員長 静粛に願います。
湯山議員、これはさつぱりこの
委員が参考人と呼んで聞いたと
きに、ちゃんと参考人からも、
政府の案はこれじゃいけない、
最低額については、こんな額
じゃいけないといふ点がはつき
り指摘されておられます。

それから国家公務員、地方公務
員に合はせるということですが、
これはもう御研究になったと思
います。が、国家公務員、地方
公務員でこの最低額を適用され
る者といふのはありません。こ
れはもう抜けがらに合はせて、
それで歩調

がそろつた、そしてそれを上回
つていくから、これは飛躍的だ
といふのは、これはものわりの
いい政務次官にしては、私ども
の案をよく御理解していただい
ていない。残念ながら、この年
金についてはこの最低額は生
きています。

生きています。生きています。い
ま持っている人は一万円台です。
ですから、この額は上がるが、
むしろ他の制度に合はせるので
あつて、合はせないことが現実
を離れてゐる。決して飛躍的な
ものではない。たいへんもの
わりのいい政務次官があつて
、御答弁をなさりましたので、
その認識だけ改めていただきた
いといふので、発言を求めた
わけですから、御了承いた
だきたいと思つておられます。

○芳賀委員 本日はこれで質疑
を終わります。先ほど指摘いた
したとおり、大臣が御出席の場
合に、一つは、整理資源率を
国の補助対象にすべきでない
といふ点と、第二は、掛け金
の負担区分については、これは
組合員と事業者が折半の原則
でもよいが、整理資源率につ
いては、これはむしろ事業者
が負担する形、この掛け金の
負担区分を検討する必要がある
ではないか、さらにいふ問題
になりました。最低保障額に
おけるスライドの問題等につ
いて、これは政務次官からあら
じめ大臣に伝えていただいて、
当委員会でも明確に政府の方
針を示していただきたいとい
ふ点を申し上げておきます。

○高見委員長 玉置一徳君。
○玉置委員 芳賀委員から非
常に詳しく御質問がございま
したので、重複を

避けまして、簡単に御質疑を
申し上げます。

そこで、前の三十三年三月の
、農林漁業団体職員共済組合法
ができました。その附帯決議で
ございませうが、本法は、農
林漁業団体役員職員の年金制
度を確立することにより、これ
らのものが将来に對し明るい
希望をいだき、全員打つて一
丸となり農山漁民に対する奉
仕精神を振起し、組合経営
刷新のため安んじて業務に専
念することができるよう、農
民あつての団体役員である事
実に着目するとともに、国民
の半ばを占め、かつ労働生産
の担い手である農山漁民の社
会的、経済的地位を考慮し、
政府は、この際すみやかに、
関係当局の協力により、その
福祉を積極的に増進するに
足る国民年金制度の実現を
はかるために万いかなきを
期すべきである。こ

今般、農林年金が、その他の
年金に比べて、いろいろな点で
非常に条件が悪いといふので、
各種団体の要請に基づいて、
政府もこれが改正に努力され
たわけでありませう。そこで
第一点といたしまして、政府
関係機関及び民法法人で、
農林漁業の発展に資するため
に直接農民、漁民のために
事業を行なつておるものが
たくさんございませう。たと
えば全国農業共済協会、家
の光、全国信連協会、中央
畜産会、こ

のが民法法人でありますし、
また政府関係機関といつた
しましては、漁業共済基金、
農業共済基金、魚価安定基
金等、全く農業団体とその
職務並びに使命を一にする
ものがありまして、この中
で、これが法案の適用を強く
要請して

おるところが数多くあるわけでありすが、さきに政府は、政府関係機関といふものはこれに入れないんだというより、見解もあつたらしいのでございすが、自主的に設立され、非営利で、農民、漁民の問題につきまして直接関係年しておる団体であることには変わりはないと思ひます。これらをその要請に基づきまして、この団体に加入することをお認めになるお気持ちがあるか、あるいは将来にわたつてそういう方向によつて検討されるかどうか、この際、お伺いを申し上げたいと思ひます。

○昌谷政府委員 その点は、この制度が発足いたしました当時、その対象としたします団体をどういうふうに限定して御説明をし、また御理解を得ておつたかと思ひます。つまり、特別法に基づいて自主的に設立された非営利法人で、かつ、その構成員が直接または間接に農林漁業者であるか、またはその業務が農林漁業者の社会的、経済的地位の向上をはかることを直接の目的としておる、つまり、自主的に設立された団体であるという要件と、それから農林漁業者にとにかく直接的な恩恵を及ぼす結果になるような対象団体に限りたいというところで御理解を得、そういうことでこの制度が仕組まれております。そういう意味合いにおきまして、やはり異質のものがこの制度に入つてまいりますことは、保険設計上も適当でないと思はれますので、今後ともその方針は続けてまいりたいと思ひます。つまり、具体的に申せば、設立の方法なり、出資の構成なり、役員、選出方法なり、それからその団体の予算の決定方法なり、そういうものが自主的であるかどうかという点

が、一つの基準にならうかと思つております。

なお、そのほかに、民法法人で、やはり非営利で、農山漁村のために働いておる団体があることも事実でありまして、これらのものも、気持ちとして、はまことに区別する理由が十分でないように思われる場合もございします。これらにつきましては、御承知のように、民法法人ということになりますと、農林漁業のための民法法人といふのは、非常に数たくさんあるわけで、その中から直接または間接に農林漁業者に利益する、つまり、その民法法人の職員団体の職員の身分を安定させることが、直接的に農山漁家の経済上、社会上の地位を向上させることに役立つといふことでしほらうと思ひます。民法法人をそういうふうな法律上、どの民法法人は適格であり、どの民法法人は適格でないといふことは、区分することを非常に困難にいたしました。それらの事情がございしますので、いろいろ検討はいたして見ました、今度の改正のときにも、各方面の御意見を聞いて、検討はいたして見ましたが、まことに残念な点もございした。が、そういうような意味合いで、それらのものをこの団体に入れることはなかなかむずかしいといふことでございします。

なお、それらの団体を新たに追加して入れるということに相なりますれば、おおむねそれらの団体の職員は在来厚生年金に入つておるわけにございします。そこで、具体的にどの団体といふふうに限定ができました上、それらの方々が過去において厚生年金に積みましました原資を金額を算定をして、こ

ちらの年金のほうにちようだいをしていくという実務的な手續を相伴つてまいりませんとできないこととございします。それらの検討も、いま前段申しましたようなことも関連をいたしまして、十分な検討がついておりません。そういうたような意味合いで、今回は組合員の範囲を拡大することについては、残念ながら見送つた次第であります。なお、今後、お気持ちの点は私どももわかりますので、適当な制度上のくふうを考へて、相なるべくんばそういうもので同質のものは入つていただけるようなことを考へられれば考へたいと思つておりますが、現状においてはちよつと困難がございします。

○玉置委員 お答えはわかりました。ただいま申しましたような各種団体は、農林漁業からそういう団体に移つていたり、あるいはこちらへ来てたりする移動といふものもあるわけでありまして、そういう関係でも、ぜひともこれをある時期にお考へいただければ非常にしあはせだ、こう思うのです。

その次に、ただいま芳賀先生からも御質問ございましたが、厚生年金法が改正されました、給付のベースが変わりますと、それに伴つてこちらと同時に移行できるような方法を考へておかなければ、せつかくこちらが法案の改正をして、本国会で通つたと同時に、また一月もたたないうちに向こうの法案が通る、そこで追つかけてこちらの法改正をするといふようなことは、非常にまずいと思ひますので、向こうの厚年の改正ができれば、その場合に、同時にこちらが給付ベースが上がり得るようになるには、どういう

方法でおやりにならうと思つておいでになるか。

○昌谷政府委員 その点は、国家公務員、地方公務員、私学、ともども当面しておる問題でございします。今回の改正が成立をいたしましたも、それは現行厚生年金法の給付ベースから計算した最低保障額を実現するわけにございしますから、決して十分なものではございしません。この点については、先ほど芳賀委員からの御指摘もございまして、私ども決してこれでもいいのだといふふうに、何か恩恵を施したように考へておるわけではございしませんので、むしろ、厚生法の改正が近く行なわれるのであるから、現行法では御承知のように、農林年金は最低額、最高額はなないわけにございしますが、こゝういふ実益のない最低額、最高額を、この段階で国家公務員並みといふことにこだわつてつくることよりも、むしろ現行法でおり最低、最高なしのままにしておいて、厚年の模様を見たほうがいいのじゃないかといふのが、実を申し上げますと、私どもの当初のものの考へ方でもございました。ところが、その考へ方で御相談をいたしましたところが、年金の組合員の皆さんあるいは理事者の皆さんが、それはよくわかつておるけれども、とにかく国家公務員並み、私学並みといふのが、スローガンとして、いままで悲願としてやつてきたことであるから、もういままになつてさうなつたからといつておそきに失するけれども、あえて承知の上でさういふことにいたしましたという、たつてのお話がございしたので、私どもも芳賀委員からの御指摘の点は重々承知はいたしておりますが、あえてさういふ皆さんの御希望にこたへる趣旨で、いまの

最低額、最高額をつくつたわけにございします。厚年のほうは、その後逐次具體的になつてまいりまして、おそろく施行は昭和四十年五月といふことで準備をせられておるうちに聞いております。法律だけは諸準備の關係で今国会にお願ひをするようにしておりますけれども、施行は明年五月。私どももいたしましては、国家公務員、地方公務員、私学、それから農林年金、関係事務当局が集まりまして、明年五月に厚年が動き出すまでの間に必要最小限度の手直しをどういふ法律手続でやるか、目下検討中でございます。おそろくは、施行がいずれにいたしまして明年五月の問題でございしますから、来通常国会で統一した方針のもとにお願ひをするといふのが一つの方法ではなからうかと思ひます。その点はなお政府部内で検討いたして見ます。

○玉置委員 これまた芳賀委員からお尋ねがございましたが、退職年金及び遺族年金の最高限度でございします。国家公務員共済組合法の百分の七十を百分の六十にしておいても、昭和五十一年以降でないとその頭打ちが出てこない、こゝういふ御説明を聞いておるわけですが、したがつて、昭和五十年、五十一年以降には、やがてこれは百分の七十にいたしますといふことと同じ解釈でいいのであります。

○昌谷政府委員 百分の六十を最高限度にいたしておりますのは、私学共済の例になつたわけにございします。公務員のはうは百分の七十で、実益的にはいま先生からお話のございましたように、勤続三十四年以上の人が百分の六十の頭打ちを受けるわけにございしますから、こゝ当分の間は、農林年金と

しては百分の六十の頭打ちを受けそうになる実害はないと申しますか、そういうことであるかと思ひます。そこで、そういう意味合いで、他により重要な改正の目標がございましたので、最高額については、私学の百分の六十というところに肩を並べることでこの際がまんをいたした、将来どうなるかという問題については、なおもう少し検討させていただきます、私どもとしても、逐次この種年金の充実を念願いたしております一人でございますから、将来の問題として十分検討させていただきますと思ひます。

○玉置委員 先ほど申しました昭和三十三年の附帯決議によりまして、「本法の制定後、掛金の負担に耐えられず折角の制度の恩恵を受けることができないような団体が生じないよう、新たな角度から不振組合振興対策を再検討すること」というのがあつたわけであり、私も自分で経験いたしたのであります。私も土地改良組合あるいは開拓連等の一部には非常にお気の毒な組合もあるのじゃないかという感じがするものであります。従来は掛け金の納付状況、及びこの附帯決議に盛り込まれたような特別な措置をなさつた実例がありましたら、御説明をいただきたいと思ひます。

○昌谷政府委員 成立当初非常に懸念せられました掛け金の徴収の問題でございますが、幸いに、関係団体職員の方々の非常に積極的な御理解と御協力があつて、制度発足以來逐年、掛け金の徴収状況は、当時の関係者の予想を裏切つて非常に順調でありまして、たとえば、年次を追つて申しますと、三十三年は一〇・〇％、三十四年一〇・〇％、三十五年が九・九

％、三十六年が同じく九・九％、それから三十七年が年度途中の集計結果といたしましては九八・六〇％でございます。これは三十八年三月三十一日現在でございます、なお、三十七年度分の掛け金はおくれて入つてくると思ひます。それで、各年を通算してみますと、九九・五八％というふうな非常に良好な徴収率になつております。お話のように、不振農協あるいは開拓農協の一部に若干苦しいところが見かけられますけれども、それとて、いまの率で申しまして九七程度でございます。したがつて、まずまず、非常に不振の組合が多いということから申せば、よく御理解をいただき、納めていただいておりますと思ひます。なお、そういったPRを年金の当事者がおやりになつたところのほかに、積極的に振興策を講じておられる、開拓農協、不振農協の対策でございますとか、あるいは農協合併——農協合併のあの法律による合併の運動が、その意味では非常に有効な結果をもたらしておりますと思ひます。

○玉置委員 この際、お伺いしておきたいと思ひますのは、余剰金の運用の実績でございますが、まず実績を御説明いただきたい。この際、お伺いしておきたいと思ひますのは、余剰金の運用は、逐年ふえておりますが、最近三十七年度の運用の実績で申し上げますと、総体で百六十二億円のうち、その資金運用といたしましては、全体の二八％が金銭信託を含む預貯金ということになり、それから五五・一％が有価証券ということになります。この有価証券の中には、特別の法律でつくられましたいわゆる特殊法人、国鉄、

電電公社等の政府保証債から農林債券等のものを含んでおります。それから九・一％が貸付信託、五・八％が不動産運用、それから年金内で福祉経理といったような他の経理に貸し付けて運用しておりますものが全体の二％、そういった状況になつております。

○玉置委員 有価証券が七二・六％のほつておりますものは、三分の一の政府債券を買入れ取れという申し出のやつだと思ひますが、もう少し真に組合員の直接利益になるような運用のしかたがあるんじゃないだろうか。あるいは住宅の問題とか、あるいは住宅公団とタイアップしての職員住宅の建設というふうなあり方もあるんじゃないかと思ひますが、この三分の一の強制をゆるめていただけて、真に組合員が満足し得るような余剰金の使い方に直していただくほうが、明瞭でいいのではないかと、かようなお気持ちですが、今後そういうふうなお気持ちでこの運用をやらずような監督指導をやつてもいいかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○昌谷政府委員 余剰金の運用につきましては、この種のものの原則でございますが、効率的で、かつ安全でなければならぬと思ひます。安全性というところが一番問題になると思ひます。その意味合いで、せんだつての末高参考人の御意見にもあつたようにございまして、政府保証債と申しますものは、安全性という意味では最もすぐれております。なお安全性という点では、預金部というものもございまして、預金部は遺憾ながら効率的な点で欠点があるかと思ひます。他の各種の年金にお

きましては、預金部に預け入れることを半ば義務づけまして、財政投融資の計画の一翼をになつて年金の公的使命としておるものもございまして、私もいたしましては、預金部は安全ではあります、有利でないという意味合いで、それに次ぐものとしての政府保証債を対象とすることは、年金の経理の安全上望ましいことと考えております。ただ、それはもちろん組合の関係者の皆さんの御納得を受けた上でやるべきものであることは当然でございますが、現在におきましては、有価証券の中で、国鉄債あるいは電電公社債といったようなものを年金は運用の対象として持つております。したがつて、先生のいまお話ございましたような、たとえば住宅公団債というふうなものをする、そして財政投融資計画の一翼をになつながら、農村の住宅の改築等に、そういった面から応援をするといったような効用を期待すること、十分できるかと思ひます。私もその方向でこの問題を処理してまいりたいと思ひます。

なお、財政投融資計画に、年々の増加原資の三分の一を充当してそれに協力するということは、いま申しましたような効用のほかに、やはりそれと見合ひで、農林漁業団体の公共的な使途にこの原資を貸し付ける道を開くというこの意味合いにおいても、重要なことであらうかと思ひます。

○玉置委員 これ以下は、芳賀先生の御質問にもございましたが、一応整理する意味で、念を押しておきたいと思ひますが、御承知のとおり、この年金制度が将来の生活の保障のために設けられたものでありますので、法律案

が改正されまして、旧法は旧法の施行だといふようなことでは、将来物価が非常に変動を来しました場合に、どうしても前の掛け金の基準にされておつたのでは、将来の生活保障ということではあり得ないわけでありまして、著しい物価の変動を来した場合、でき得れば社会党の案のごとく、五％の著しい変動を来した場合には、やはり給付の水準を内容を検討せなければならぬ、こう思ひます。それから旧法、新法と別々に掛け金をさ

れるときは千分の九十六であり、これが一本にいたしましたときは千分の百四、少し掛け金の荷が重たいと思ひます。しかしながら、厚年の昔のやつ、整理資金ですか、不足財源に對して同じく百分の十五の国庫補助がございました場合には、通算して千分の百一になつて、九十六から上がりましてほんのわずかであります。それがまた半々に折半されるわけでありまして、将来の改正の場合にはぜひとも再検討していただきたい、かように思ひます。先ほど申しましたのは、著しい物価の変動があつた場合には、給付の水準を内容をスライドする。

それからもう一つは、物価の問題だけじゃなくて、一般国民の生活水準が上昇してまいります場合には、給付の水準も当然上げていかなければ、将来の生活の保障がなし得ない、かように思ひます。これらも将来御検討いただきたい。先ほどお話のございました給付に對する百分の十五というのでは、社会保障の観点からいひましても、あまりに

も低いのでありますので、将来にわたって御検討をぜひともお願い申し上げます。ことに、これは農林漁業団体の職員の給与が非常に低いという点から考えても、ぜひともお考えをいただきたい、かように思っております。

そのほか、退職年金の在職支給制度というような問題につきましても、御検討をお願い申し上げます。御回答をいただきますように思います。

○昌谷政府委員 物価スライド問題は、いずれにいたしましても、訓示規定というより意味合いでの性格を持つものだと思います。社会党の案におきましても、将来についての法律改正の必要を訓示的に述べられた規定だといふふうに理解してあります。いずれにいたしましても、現行の給付を将来のそういった経済情勢に合致してよくするということでございますから、そのねらっております本質については、私も同意見と申してよろしいのだらうと思います。

ただ問題は、組合員あるいは組合の経済的負担と直結する問題でございますから、やはりその意味合いも考慮しなければならぬということにならうかと思ひます。私どもが今度の改正案を考えました要素としては、先行してよくなっております他の年金制度にならうということ、それからやはり掛け金負担は少なくとも千分の九十五ないしそれに近いところで、最悪の場合といえども百を上がるというのの好ましくないという点、実情に合わない、それでは給付がよくなり過ぎてはね上がつてしまふというよりな大方のお気持ち等をそんたくして、得た結論でございます。

います。そこで、新法ベースの給付を過去にさかのぼって適用ということになりますと、やはり掛け金段階で千分の八くらいはどうしても上がらざるを得ない。それを将来の組合員の負担にするということについては、先ほど申し上げましたような意味合いで、いささか問題がある。なかなかうまい解決方法がないと思ひます。

国庫の補助率を上げていくという問題は、そういう問題とも関連をして有効な手段かと存じますが、これも、模範といたしまして他の年金制度が、国家公務員の場合は百分の十、その他も百分の十五ということ、この農林年金だけを特別に補助率を厚くすること、これも主張したいような点もございまして、現状では百分の十五となつております。この点は、将来にわたって私どもも十分御趣旨を体して努力してまいりたい所存でございます。

○玉置委員 先ほど申しました厚生年金の場合のやつに、整理資源として百分の十五の国庫補助を与えられれば、掛け金は千分の百一である。そうすれば、あまりたいした、がまんのならない程度とは言えないんじゃないだらうか、こう思うのですが、この数字に私もあまり自信もございませんので、もう一度局長のほうでも御検討いただまして、ひとつ御勘案をいただければ非常にしあわせだ、かように思ひます。

終ります。

○昌谷政府委員 ただいまの、一四%の整理資源率も国庫補助対象とするしないの問題は、先ほど政務次官からもお話がありましたようなことで、なお検討いたしたいと思ひます。

○高見委員長 次に、参議院送付にかかる中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。松田鐵藏君。

○松田(鐵)委員 それでは質問を申し上げます。

この法律案は、参議院において慎重に審議されたものであり、また二十七年にこの法律が制定されて、しかもそれから漁民においては非常に積み上げをしてまいりまして、非常にいい結果を得ておるのでありまして、政府においても、その当時不備であった点を改正しようとした改正案でありまして、漁民として非常に喜ばしいことであらうと存ずるものであります。しかし、この法律案においてまだ二、三の点において不備な点もあらうかと思ひます。私ども当初二十七年に制定する場合において、これを論議してきた幾多の点があるのであります。

第一に、この法律案で一番重要な点は、加工業者がいままでの制度に溶していなかったために、加工業者が今日非常に微々としてふるわぬのが、水産関係における魚価維持対策の面に対しても非常に苦慮しておった点であります。しかも、加工組合がなぜ満足な運営ができ得なかったかという、要は資金の裏づけがなかったからであります。この法律案によって加工業者をこの恩典に溶かしてやるといふこと、かいたならば、加工業者は協同組合をつくるなり、また個々に営業するなりして、この法律による恩典に浴することができ得ると思ふのであつて、この点が一番今日の時代に沿う事柄であらうと思ふのであります。しかし、そういういい面もあつたけれども、また、この法律をつくった当時のことを思い浮かべますと、何といつても保険料がまだ非常に高い。今日この改正案によりまして、年一・七五という率に引き下げるようになっておりますけれども、これをもう少し引き下げてやらなければならぬのじゃないか。たとえば中小企業信用保証協会における保険料と、一・七五%にするという保険料を比較する場合において、まだ非常に率が高いのであります。こういう点に対してどのようにお考えになつておるか。もっと引き下げるなければならぬ。ただいまできないということであつても、近い将来において引き下げる用意があるかないか。こういう点をお答え願へばけっこうだと思ひます。

○庄野政府委員 御指摘のように、この保険料は今回提案理由並びに補足説明でも申し上げましたように、従来年二%の分を三十九年度から一・七五%に引き下げております。○二五%が下がるわけでございます。この中小漁業融資保証法発足当時は、保険料は年三%だったと思ひますが、運営の実勢に應じて二%に下げ、さらに三十九年度からこれを一・七五%に下げたわけでございます。われわれといたしまして、保険料につきましては、できるだけこれを下げまして、利用者の負担を軽減していきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。今後やはり計画的に運営をいたしまして、事故の防止、事故率の低減ということ等を考えながら、将来とも保険料は引き下げるということで進めてまいりたいと思ひます。

い、こういうふうに考えております。

○松田(鐵)委員 第二点として、昨年度は百四十億で、本年度はこの改正案でいけば二百十億という限度まで引き上げてきたようでありまして、しかし、財政上いろいろ関係もあると思ひますが、この制度がもっとも普及され、加工業者も恩典に浴するということになると、これまた金額が非常に過小であらうと思ひます。要は、いままでの漁業面から受ける実績からいって、このくらゐまでにしなればならないということではなされたものだと思うのであります。加工業界は、前段申し上げたように、いままで商工中金からの融資以外に道がなかつた。これがこうした制度がしかれることによつて非常に活気を呈してくるというところになると、この限度はもっともつと拡大していかねばならぬという趨勢にならうと思ひます。こういう点、明年度において増額して小さい業界のめんどうを見ようというお考えがあるかないか、ひとつ意見を承りたいと存じます。

○庄野政府委員 保証ワクにつきましては、逐年ワクを拡大いたしまして、そしてそのワクに実績が合うように運営してまいっておるわけでございます。三十八年度は、御指摘のように、百四十億の保証ワクを設定いたしてその実行を期しておるわけでありまして、三十九年度は、ただいま御指摘にありましたように、中小の加工業者もこの保証対象に加える、あるいは先般御説明申し上げましたけれども、漁業協同組合の信用事業を営むものにつきまして、これを金融機関に指定して、その組合員でございます沿岸漁業者が

直接その組合から借りる場合に、協会から保証し得る、こういう道を開きまして、沿岸の零細な漁業者がこの保証の会員にならなくても保証を受け得るようになり、さらに、零細な漁業者にも融資の円滑化をはかる、こういうような意味もありまして、三十九年度は一挙に二百十億、こういうワクを設定したわけでございます。要は、三十九年度におきましても二百十億のワクの消化ができますように運営いたしますとともに、この実績に応じまして、これは逐年ふやしていく、こういう方向で努力したいというふうに考えております。

○松田(鐵)委員 そこで、保証倍率の問題であります。これは十二倍と案には出ておりますが、標準が十二倍であつて、協会協会においていろいろと事情もあるために、その倍率の点がはたして一律十二倍になるのか、それともまた協会の資力によってこれが変わっていくのか、こういう点がこれからの運営において規定されることがあるかと思ひますが、この標準十二倍というものは標準であつて、ほんとうはどのようによ業務方法書に記載されることやら、つまりらかになつておりませんが、こういう点に対する内容を御発表願へれば非常にけっこうだと思ひます。

○庄野政府委員 協会の会員の保証倍率、利用倍率でございます。現在に出資の五ないし八倍、こういうことになつておりまして、標準は大體六倍に相なつております。これを従来の運営の実績にかんがみまして、さらに算定してまいつたわけでございますが、大體八倍から十五倍、標準は十二倍に三十九年度から引き上げることになつた

ております。そういうわけでございまして、大體十二倍が標準になるわけでございます。十二倍を標準にいたしまして、各協会の実績をよく勘案いたしまして、極力この十五倍までの線におさまるようになり上げてまいりたい、こういうふうに考えるわけであります。

○松田(鐵)委員 これは自分のことを言うようでありまして、北海道の協会は全国に冠たるものであります。かつて漁業証券が交付されたとき、約十一億という金をこの制度を運営するために出資した。ために、全国においても北海道の信用基金協会は非常な成績をあげておる。しかも、その運営のしかたが非常にじょうずにやつておる。成績も上がつておる。ところが、ただいま御答弁のあつた八倍から十五倍というところで、標準十二倍ということになつておりますが、何せかつては、ニシンの凶漁だとか、いろいろな漁業に思わざる災害と言ひやうか、不漁と言ひやうか、そういうものがあつたので、困に對しても補償をしてもらつたために、成績は芳しくなかつたが、その後において、業界も、また協会の会員も、みんながこの制度によらずに零細な漁業者は資金の道がないというところにと達して、非常にまじめに運営をするようになった。そこで、この法律改正案によると、標準が十二倍とあるが、ただいまお聞きするところによると、八倍から十五倍、そこで十二倍、こういうことであります。八倍、十倍、十一倍、十二倍、十三倍、十四倍、十五倍、上十五倍というようにまでしていただければ、北海道の漁民は非常に喜ぶと思ふのです。また、この制度によつて活

況を呈して、より以上に協会というものの成績が上がら、運営がよくなつていくのじゃないかと思ふのであります。こういう点に對して御指導願へるならばたいへんけっこうだと思ふのですが、御意見を承りたいと思ひます。

○庄野政府委員 御指摘のように、北海道の協会は、現在は保証倍率は大體七倍、これは従来五倍だったのをたしか七倍まで引き上げてきたと思ひますが、三十九年度は、さらにわれわれといたしまして、北海道のみならず、各県の協会をよく指導いたしまして、運営の実績にかんがみまして、着実に上がつていくように指導してまいりたい、そして協会の運営がこれによりましてさらに漁民の要望にこたへ得るようになりたしたい、こういうふうに考えております。

○松田(鐵)委員 次に、運転資金は、ただいまのような制度でやつていけばけっこうなんでしょうが、設備資金の問題であります。この設備資金というところになります。長期の年限が必要であると思ひます。農林漁業公庫から融資を受ける場合もありません、それから中金から融資を受ける場合もありません、その他の金融機関からも融資を受ける場合もありませんが、概して小さな漁民は公庫から融資を受けるといったところ、これはなかなかほど遠いことでもあるように思われる点がたゞさあります。また中金から融資を受けようとしても、漁業協同組合を通じてやらなければならぬ場合もあり、これまたいろいろな欠陥もあることだと思ひます。どこの町にも漁港にも銀行がありません。よつて身近な銀行から、一番手つとり早い銀行から融資を受ける

ことが手つとり早い話であつて、また銀行も、協会の保証があり、国がそれを保証した場合においては、銀行はその町々におるのだから非常にその実態もわかる、そういうことで、銀行から融資を受ける場合があることだろうと思ひます。そういうときにおいて、漁船をつくるにしても、また工場をつくるにしても、こういう点からいいますと、年限の問題が一番重要な点になることだろうと思ひます。そういうことであつて、この設備資金というものに対する融資の期限、これがどのようになつてゐるか。願へることならば、漁船をつくる場合においては、公庫と同じような年限を与える意思があるのかどうか、また工場をつくる場合においては、どのような考え方を持つておられるか、こういう点御答弁を願へればけっこうだと思ひます。

○庄野政府委員 この信用保証の対象になります金の問題は、御指摘のようになります。設備資金と、それから運転資金、経営資金といった二つに分かれるわけでございます。運転資金はこれは短期の設備資金は、ものによつては長期にならざるを得ないということになるわけでございます。ただいま問題に供された漁船につきましては、現在協会の業務方法書で、鉄船につきましては八年以内、木船につきましては六年以内、漁船以外のその他の設備資金はおおむね五年以内、こういうことになつておるわけでございます。しかし、これは漁船の耐用年数等も考へてございまして、また公庫とは一率になつておりませんが、親債権のほうの期限が大體そういうことで貸し付けら

れておる、こういうことに合わせた保証の期間でございまして、こういう点については親債権の問題もございまして、大體八年以内ということでおさめたいと考えております。

○松田(鐵)委員 ところが、今日カツオ・マグロの漁船というものは、いろいろな都合からいって、新しい漁船、新しい漁船といふことになつて、そして古船にはあいてる船がある。こういう場合において、これも北海道のことを言ふと悪いのですけれども、北海道ではまだ魚が多いのだから、漁業経済の面からいって、これを買取して、改裝して使おうという考え方を持つてゐる者がたくさんあると思ひます。大體底びき船だと八十五トンが限度で、それにボinasトン数があるという点からいくと、九十五、六トンになる。カツオ・マグロの九十九トン型というのは、もう六、七年もたつと新しい船にかへようとする。そういう場合において、戦後、三十年以降になつて、ビニール塗料があるために、鉄そのものに腐敗がない。また検査を完全にするにやうな、その船を活用することのできるようになる。かりに八十五トンのもの、ボinasトン数にしたら九十トンの底びき船だと、新造すると約四千五、六百万円かかる。ところが、これは七、八百万円で買える。これを改裝することによつて一千万円くらいかかると、新造と何れも変わらぬだけの設備ができて、その結果、漁業経済からいって非常に利益になるという点があるのであります。もつとも、そのまゝ使うといふことになれば、耐用年限からいけば、これは年限がないというふうなことになると思ひます

が、大体鉄船だと十五年が耐用年限だ。かりに七年使った船だと、そこでまた新たに改装するというところからいけば、前段申し上げたように、塗装が非常にりっぱになってきたために、新造と同様な性能を持つことができる船になる。これが五年だ、七年だ、八年だというふうなことになる、これは安いものだからいいようなもの、こういう点が年限によって八年より融資が受けられないのだというので、八年たつた船を新たに改装してりっぱなものになったときにおいては、もう年限がなければだめだというふうなことになる、せっかく利益が上がるものを目の前にして、融資を受けられないというふうな結果になると思う。こういう点に対してどのようにお考えになっておるか、この点を承りたいと思います。

○庄野政府委員 この設備資金につきましては、保証年限は、運転資金とのバランスもありまして、この固定資金、いわゆる設備資金が長くなりますと、協会としては保証の運用率が非常に悪くなる面もあるわけでございます。それと、いろいろ問題になります沿岸漁業者に対する小口の仕込み資金を圧迫する面も出てくる。こういった面もありまして、設備資金については、現在鉄船を最高年限として八年ということにして、大体八年以内におさまるように親債権がなっておりますので、それに合わせて保証する、そういうことになっております。

御指摘のように、非常に造船技術なり改装技術が進展しておりますので、中古船を取得してそれを改装するといふような場合においても、鉄船が八年

の耐用年数だから、八年たつたものを買った場合には、もうあと保証年限はないのだ、そういうことじゃ必ずしもないわけでございます。新造船も、あるいは中古船をとって改装する場合も、親債権に合わせて八年以内ならばその範囲でやる、こういうことになっております。御了承願いたいと思っております。

○松田(鑑)委員 次に、漁協の信用事業をやっておるの、この法律が制定された場合において、やはり協会の保証によって融資を受けることができるようになつておりますが、これに対して漁業協同組合が保証協会の保証を受けて、信連から組合が一本になつて借りて、融資をしておるというのが、いままでの制度であります。今度は漁業協同組合またはその組合員が、この改正案からいくと、協会の保証を得る場合においては、漁協からも借りることができるとなつておるが、この前の委員会でも、川保委員から非常にりっぱな御意見が出されたのです。もしそういうふうになつた場合には、ややもすれば国が保証しておるのだから、まあ少しぐらいは延びてもいいだろうというふうな考え方を持って、延滞をするようなことが往々にしてある場合がないとも限らない。こういう場合において、水産庁は業界、漁業者に対して、この制度ができた際において、もつともつとこれを十分活用して、漁民全体の利益のためになるようにという指導をするようにしなければならぬと思つております。こういう点に対して、単なる協会のみを指導するということにとどまらず、この漁業民全体の利益になる

というふうなものをよく活用するよう指導しなければならぬのではないのかと思つております。こういう点に対して長官はどのような指導をしようと考えておられるか、この点御意見がございましたら承りたいと思つております。

○庄野政府委員 御指摘の点、まことにごもっともでございます。この漁業融資保証法は、漁民がそれぞれの助け合いで信用補完をしていくという制度でございます。延滞をするというふうなことがありまして、これに出資して保証を受けようとする他の漁民に支障を及ぼすわけでございます。やはり借りたものはちゃんと払っていく。また漁民もこの保証を受けて融資を受けた資金を効率的に運用するというところからまず指導して、きちんと返していき、こういうことはやらなければならぬと思つております。これについては協同組合なり県等を通じて、この制度の本来の趣旨、目的、それから利用のしかたといったような点は、今後とも十分漁民に徹底するように、またわれわれといたしまして、機会あるごとにそういう点の指導をし、そういうことで周知徹底をはかつていきたいと思つております。

なお、この点につきましては、三十九年度は事故防止対策事業というふうなこと、資金を受けました漁民に対して事故防止対策はどういうふうにやつていくかということ、予算も新規に百五十万円ほど計上いたしております。保証協会に対する指導と漁業者に対する経営の指導、両面から御趣旨の点をさらに進めていく、こういうふうにしりたいと思つております。

○松田(鑑)委員 最後に、この漁業協同組合において、再建整備の組合なども幾つかあるのです。これは、かつてのニシン漁を主体としておつたものが一ぺんにとれなくなつたというふうな点から、再建整備の組合になつた組合もある。これではいけないということ而努力して、いまより早く再建整備からそれを返して立ち上がってきたところ、そういう組合に対して、この信用事業をかりに持つておつても、はたしてこの制度に合うようにやれるかどうか、こういう点が漁業協同組合等における漁民の非常に心配している点なのであります。しかも、聞くところによると、何か水産庁でこの基準を定め、それだと、北海道は三三、三%より該当しないというふうなことが流布されている。こういうことであれば、せっかく漁民がこれから立ち上がっていくという意欲が非常に薄らいでいくのじゃないか。これからやつた者に対して、回収が悪いとか、成績があらぬとかいうことだつたら、こいつはなをふるってやるのがいいけれども、いままでの実績が一年一年よくなつてきておるというのに対しては、ある程度までの制度に浴するようにはやるべきことが親心じゃないかと思つたが、こういう点に対してどのようにお考えになつておるか。また、一方において前段に申し上げたように、ゆるくした場合にはこれはほとんどないことになるのじゃないかという杞憂もありまして、業務方法書やいろいろな問題でこれをあまりきつくする、それはもう制度を活用することができ得ないような状態にもなるのであります。こういう点がある程度までよく

考えられて指導されていき、またこの制度に浴するようにはしてやるのが、ほんとうの政治のあり方でなからうかと思つております。こういう点に対してはどのようにお考えになつておるか。

○庄野政府委員 この金融機関に指定しようという信用事業を営みまする漁業協同組合、これはやはり金融機関として直接漁民に貸して、それに保証がつく、こういうふうになるわけでございます。また、また保証をいたしました上は、債権の管理能力が十分になく、ならぬ、こういうことが要請されるわけでございます。これが結局この信用保証事業の運営の基礎を固めていく上において大事な点だと思つて、この点は先生もよく御指摘になつておる点でございます。この場合、いわゆる不振組合ないし整備促進の対象になつておるような組合はどうか、こういうふうな御指摘でございます。そういう組合につきましては、先生の御指摘のように、非常に努力している点は認められるわけでございます。われわれといたしまして、整備促進法によつてできるだけそういう漁協の立ち直りを促進するというのが先決だと思つております。その間におきまして、われわれといたしましては、漁民がこの制度に均等に参入するということ、転貸しの制度をそういう組合については従来どおり続けていて、漁民が借り得るよう、この制度に均等に参入するよう、道は十分運営によつてやつていかなくちやならぬと思つて、要はやはり組合が整備促進法の活用によつてできるだけ立ち直るということが先決でございます。そういう

立ち直りの段階において一步誤ると、また非常な問題なり将来の支障を起すといふこともございますので、先生の点はよくわかりますが、よくこの立ち直りの状況を勘案して、あまりにきついことはわれわれとしては考えていないわけでございますが、制度の運営に支障を及ぼすような組合の指定は遠慮してもらいたい、こういうふうに考えておるわけでございます。よくわかります。やりたいと思ひます。

○松田(鐵)委員 大体においてもう明確になりましたので、これ以上私は質問はいたしません。要は、この制度は、現在までの法律から見ると、数段に進歩したといふか、漁民の利益のことを考えてやってくれた改正案だと思ふので、非常に満足しておるのでありますが、ややもするとこれを悪用するやうなことがないように、十分の注意をしていただくようにお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

○高見委員長 赤路友蔵君。
○赤路委員 少し基本的な考え方について、一点だけ最初にお伺いしておきたいと思ひます。

この法律が昭和二十七年に制定されましたときは、中小漁業並びに沿岸漁業の経営の安定ということを主眼としておつたわけでございます。特に沿岸の零細な漁民に重点を置いたといふことは、私は間違いないと思ふのであります。当時の状況からまいますと、小漁業者、沿岸の漁民等は間屋から金を借つた。資金を間屋から借つて、間屋から日歩をつけられた。あるいは高利貸しのほうから金を借つた。こういうことで、なかなかその立ち上がりがつ

かぬやうな重い荷を背負つておつた。

これでは、小漁業者がいたしても、沿岸の漁民にいたしても、経営の安定といふことはあり得ない。といつて、銀行との取引はない。銀行から金は借らない、何とかしなければいけません。いかにいふのが、この法律をつくつた本旨であると思ひます。

取引のない銀行から、協会が保証をする、最後には政府が保証契約をする、最後は政府がしるをぬぐうのだ、だから貸せといふ、これは行政上の一つの大きな措置であつたと思ひます。こういうふうには私は理解いたしております。政府のほうで、水産庁のほうでそういうふうにお考えになつておりますか。

○庄野政府委員 この中小漁業融資保証法は、御指摘のように、中小漁業者をその対象としたております。この中小漁業者といふ範囲でございますが、ただいま御指摘のように、沿岸の零細漁民はもちろんこの対象の中核をなすものと考えておりますが、やはりこの制度開始の当時におきましては、御承知と思ひますが、水協法の准組合員の資格が、漁業を営む法人につきましては三百人、三百ト以下、こういうことになつておつたわけでございます。水協法のほうはそういう准組合員の資格があつたわけでございますが、その当時におきまして、この中小漁業融資保証法は、すでに三百人以下、千ト未満、こういうふうになつておるわけでございます。やはり御指摘のように、沿岸の小漁業者がこの中核をなすといひましても、やはりこの制度の対象としては、一方に中の漁業者も対象にして、こういうことは言える

と思ひます。

○赤路委員 そのとおりなんです。法律はそう書いてあるのです。いま長官のおつしやつたように、第一条に書かれておるわけなんです。しかし、おのずから重点といふものがある。ウエーとといふものがある。普通のコマースハルベースに乗つてやれるのなら、これは普通の銀行でいいわけなんです。普通のコマースハルベースに乗り切れないものであつても、それは行政上何とかしなければならぬという面でなされておるのですから、やはりおのずからその重点といふものがあるのではないかと。そういう場合、重点の置きどころがある、ウエーの置きどころがある。これはやはり零細な沿岸の漁家あるいは小漁業者といふものに重点を置いてこの法律が発せられたのではないかと、こういうふうには理解する。どうでしょうか。もう一度そこをどう

○庄野政府委員 この制度は、御指摘のように、普通においては担保になるものが人的にも物的にも非常に少なく、一般の金融の対象に乗りにくい、こういう中小漁業者、この保証制度によりまして担保して、一般の金融ベースに乗れるように信用の補完をすることが、こういうことは御指摘のとおりでございます。その範囲について、沿岸の小漁業者のほうはそういう担保力がないことも、御指摘のとおりでございます。ただし、中の漁業者の中には、御承知のように、いろいろな業態があるわけでございます。やはり一般の金融ベースに乗りにくいものもあるわけでございます。そういう面を両方を対象にいたしております。御指摘

のように、やはり沿岸漁業のほうに窮迫しているといふことはいえると思ひますので、そういう点に重点を置いて運用していくべきだ、こういうふうな考えをしております。

○赤路委員 その点はその程度にいたしておきます。

資料の二ページの三十七年度の分を見ますと、保証額がざつと百三億、大体百億です。この百億の保証額の中で、沿岸漁業のものが十三億五千万、こういうことになるわけですが、八十七億余りのものはカツオ・マグロを中心とする底びきであるとか、以西ではどうも少し偏在しておるのじゃないかといふふうに考へるのですが、どうでしょうか。

○庄野政府委員 御提出いたしました資料の二ページの「漁業種類別保証額の推移」といふのを見ますと、三十七年度におきましては、遠洋、いわゆる沖合い漁業が七十三億、それから沿岸漁業は、定置、養殖、その他——これは漁船漁業になるわけでございますが、総計で二十一億、こういうことになつております。その遠洋沖合い漁業の中核を占めますものはカツオ、マグロが非常に多いのですが、そういう点は御指摘のように、沿岸漁業のほうは沖合いよりは非常に少ないといふのはこの表のとおりでございます。ただ、この遠洋沖合い漁業の七十三億に對して、沿岸が二十一億で少ない、こういうやうな御指摘でございますが、三十七年度の保証額はまだ締めておりませんが、保証額は百二十億だつたと思ひます。それで、実際の運用は百三億七千三百万円、こういうふうになつ

ておりまして、遠洋沖合いが多いといふことで沿岸漁業が圧迫された、そういうふうにはなつていないわけでございますが、これはやはり沿岸漁業におきまするやうな制度の理解なり制度の運用、利用のしかたについて、先ほど申しましたように、指導の面でまだ足りない面もあるし、また沿岸漁民についても、この制度自体の理解に足らないところがある、こういうこともいえると思ひます。今後そういうことのないやうに今回の法律改正を提案した次第でございます。

○赤路委員 私は、ここでちよつと政務次官に一言だけ……。いま長官が御説明になつたとおりなんです。沿岸漁業全体で、この表でいきますと、二十一億になつておるのです。ところが、定置であるとか養殖であるとかいふのは、かなり大きな業者なんです。その他のものが大体普通一般の沿岸漁業と見ていいのですが、これが十三億。だから百三億七千万円ほどの中で、十三億が沿岸漁業という形です。あとの八十七億はどのものが一般の漁業という、法律で言う中小漁業者の中ではないか、私は少し偏在しておると思ふのです。これはこれだけでない。特に次官に聞いてもらいたい。御答弁願ひたいと思ふことは、農林漁業金融公庫の三十七年度の融資を見てみますと、七十四億が漁船関係で出ておるわけ。これは漁船分だけですが、七十四億出ておる。その七十四億の中で、沿岸漁業はわずかに五、四億しかない。これは何もないの協会の保証のみがそういうあれではない。公庫の実態も、漁業金融はこういう姿になつておるわけ。漁業金融全体と

して何かゆがみがあるのじゃないかという感じを私は持つわけです。いまの協会のほうの百億の保証の中で、沿岸は十三億、漁船建造で公庫のほうを見てみると、七十四億の融資額の中で、沿岸はわずかに四億、こういう実態なんです。だからこそ、筋違いな要請が出てくるわけです。農林漁業金融公庫から金を借りるのに、信用基金の保証を取りつけないという筋違いな要請があったはずなんです。これは水産庁にもあったと私は思う。これは筋違いなんです。政府機関から金を借りるのに、なぜ基金が保証するという筋がありますか。こんな筋違いなことはないと思います。ところが、そういう要請がなぜ出てくるか。それはほとんど沿岸の漁民への融資が軽視されておる、無視されておるところから、そういう筋違いな要請が出てきておる。これをどうお考えになりますか。実態がこういふ実態なんです。この実態をよく見きわめていただいて、今回のこの法律改正にあつても十分腹に入れていただきませんか、単に安易なコマースペースにすぎないような行き方をするのなら、政府が保証する必要はありません。なぜ政府が保証するか、ここに問題がある。私の言いたいところはそこなんです。すでに数字がそろあられてきておる。これは本来ならば大臣ですが、大臣がおいでにならぬから、この点に対する次官の御意見をちょっと承りたいと思います。

たように、中小漁業融資保証法なるものも、中小漁業者育成のためにやったわけなんです。やはり主として零細なるもののはりはどうも軽視されて、いわゆる中に属するほうに中心が置かれて運用されてきた気配がないわけではない。この事実は認めなくてはいかぬ。これは結果においてあらわれておる。だから、そういう点を今後正していくために、こうして直接漁師が借りられるようにしたり、あるいはまた加工業者にも、先刻お話のありましたように、金を回すようにしたのであります。今後そういう結果におちいらないように、これを是正するためには、この法律の改正をお願いしておるわけですが、運用にあたりましては、御説のように十分注意して当たっていきたいと思います。

下とされております。この程度の規模の法人がその系統団体に参加するということに水協法でなっておることは、御承知のとおりでございます。その当時、中小漁業融資保証法を直すかというところで議論があつたわけでございますが、水協法の附則で中小漁業融資保証法を直すというわけには法体系上相なりませんので、同時に改正すべき場合だつたと思ひますけれども、おくれでそれに合わせて、中小漁業融資保証法も、業種別組合については、従来の千トン以下では、組合の中において二千トン以内の人が入らないわけでございます。千トン以下は保証したが、千トンをこえる部分については保証が受け入れられないということになると、事務上も困るし、また組合の構成上も困るというところも一面にあるわけでございます。両面から、水協法に合わせまして、今度中小漁業融資保証法を改正いたした次第でございます。

〇赤路委員 いまは少し納得いきかねるのですが、なるほど、水協法が改正されて、水協法の面ですういふふうになりたれておるわけなんです。それで、これは、二千人と申しまして、一〇〇隻にせよあるいは十隻にせよ、それは別にいたしまして、二千トンの船舶は、いま建造すると大体どの程度になりますか。

〇赤路委員 それは別にいまの段階ではカツオ・マグロだけとは考えていない。やはりその他のものも業種別のもので入るわけですね。

〇庄野政府委員 御指摘のとおりでございます。

〇赤路委員 そうすると、この点でもう一点、法律のこの面からいいますと、組合員たる法人になりますね。組合そのものではない。業種別の漁業協同組合の組合員である法人ということになり、カツオ・マグロだけで見ますと、その法人というのは会社ですね。個人組合は入りません。そうすると、会社は千トンから二千トンまではカツオ・マグロでは十六経営体なんです。そこで私が申し上げたいのは、先ほど長官の答弁で三十程度だろ、こうおっしゃる。十六であらうと三十であらうと大差はありませんから、それはそれでいいと思いますが、そうすると、二千トンに拡大するということのその恩恵に浴するものは、現時点においては三十程度の事業体にしかすぎぬというわけです。これからふえてくれば別ですよ。しかも、それが二千トンということになる、私が言うように、船舶だけを計算しましても、六億から八億ですね。少なくとも六億から八億のものを持つておる会社、こうしたものが十六から三十、それだけのものために拡大しなければならぬかどうかという事です。私はそこをどうもどうにも納得いかない。これがたくさんあるとか何とかという事でなくして、十六や三十の六億から八億の資産を持つ人たちに對して、政府が再保険をするような保証をどうしてしなければならぬか。この人たちが、私は、

〇丹羽(兵)政府委員 御指摘のとおりの結果でございます。事実あらわれております結果から申しますと、返すことばがない、そのとおりでございます。そこで、先ほど御意見があらまし

〇赤路委員 いま次官からけっこうな御答弁をいただきました。長官からもそういうおことばであります。私がいま指摘したようなゆがみをこの改正によつて直していく、そうして沿岸漁業の振興ということを大きく取り上げ盛り込んでいく、けっこうでございます。

〇庄野政府委員 三十七年に水協法を改正いたしましたことは、御承知のとおりと思ひます。当時業種別組合につきましては、従来は法人につきまして三百人未満、千トン以下ということに相なつておつたわけでございますが、三十七年の水協法の改正におきまして、業種別組合の組合員たる法人は、使用漁船の合計総トン数は二千トン以下とされております。この程度の規模の法人がその系統団体に参加するということに水協法でなっておることは、御承知のとおりでございます。その当時、中小漁業融資保証法を直すかというところで議論があつたわけでございますが、水協法の附則で中小漁業融資保証法を直すというわけには法体系上相なりませんので、同時に改正すべき場合だつたと思ひますけれども、おくれでそれに合わせて、中小漁業融資保証法も、業種別組合については、従来の千トン以下では、組合の中において二千トン以内の人が入らないわけでございます。千トン以下は保証したが、千トンをこえる部分については保証が受け入れられないということになると、事務上も困るし、また組合の構成上も困るというところも一面にあるわけでございます。両面から、水協法に合わせまして、今度中小漁業融資保証法を改正いたした次第でございます。

〇赤路委員 いまは少し納得いきかねるのですが、なるほど、水協法が改正されて、水協法の面ですういふふうになりたれておるわけなんです。それで、これは、二千人と申しまして、一〇〇隻にせよあるいは十隻にせよ、それは別にいたしまして、二千トンの船舶は、いま建造すると大体どの程度になりますか。

〇赤路委員 それは別にいまの段階ではカツオ・マグロだけとは考えていない。やはりその他のものも業種別のもので入るわけですね。

〇庄野政府委員 御指摘のとおりでございます。

〇赤路委員 そうすると、この点でもう一点、法律のこの面からいいますと、組合員たる法人になりますね。組合そのものではない。業種別の漁業協同組合の組合員である法人ということになり、カツオ・マグロだけで見ますと、その法人というのは会社ですね。個人組合は入りません。そうすると、会社は千トンから二千トンまではカツオ・マグロでは十六経営体なんです。そこで私が申し上げたいのは、先ほど長官の答弁で三十程度だろ、こうおっしゃる。十六であらうと三十であらうと大差はありませんから、それはそれでいいと思いますが、そうすると、二千トンに拡大するということのその恩恵に浴するものは、現時点においては三十程度の事業体にしかすぎぬというわけです。これからふえてくれば別ですよ。しかも、それが二千トンということになる、私が言うように、船舶だけを計算しましても、六億から八億ですね。少なくとも六億から八億のものを持つておる会社、こうしたものが十六から三十、それだけのものために拡大しなければならぬかどうかという事です。私はそこをどうもどうにも納得いかない。これがたくさんあるとか何とかという事でなくして、十六や三十の六億から八億の資産を持つ人たちに對して、政府が再保険をするような保証をどうしてしなければならぬか。この人たちが、私は、

〇赤路委員 それは別にいまの段階ではカツオ・マグロだけとは考えていない。やはりその他のものも業種別のもので入るわけですね。

〇庄野政府委員 御指摘のとおりでございます。

〇赤路委員 そうすると、この点でもう一点、法律のこの面からいいますと、組合員たる法人になりますね。組合そのものではない。業種別の漁業協同組合の組合員である法人ということになり、カツオ・マグロだけで見ますと、その法人というのは会社ですね。個人組合は入りません。そうすると、会社は千トンから二千トンまではカツオ・マグロでは十六経営体なんです。そこで私が申し上げたいのは、先ほど長官の答弁で三十程度だろ、こうおっしゃる。十六であらうと三十であらうと大差はありませんから、それはそれでいいと思いますが、そうすると、二千トンに拡大するということのその恩恵に浴するものは、現時点においては三十程度の事業体にしかすぎぬというわけです。これからふえてくれば別ですよ。しかも、それが二千トンということになる、私が言うように、船舶だけを計算しましても、六億から八億ですね。少なくとも六億から八億のものを持つておる会社、こうしたものが十六から三十、それだけのものために拡大しなければならぬかどうかという事です。私はそこをどうもどうにも納得いかない。これがたくさんあるとか何とかという事でなくして、十六や三十の六億から八億の資産を持つ人たちに對して、政府が再保険をするような保証をどうしてしなければならぬか。この人たちが、私は、

ほんとうは普通銀行からコマーシャルベースで回すなり、あるいは開発銀行の手を廻るなり、何か方法はあろうと思う。問題は、そうしたところにあるのではないかと思うのですが、その点、それであたりまえだとお考えになつておるかどうか、これはちよつとむずかしい問題だと思ひますが、一言だけお聞きしておきたい。

○庄野政府委員 これは御指摘のように二千トンということになりますと、資産は相当あろうかと存じます。それで、そういうものを対象にする制度上、あまり効用がないんじゃないかと、いう点もよくわかります。しかし、カツオ・マグロの業種別組合というものは、信用事業を営んでいないわけでございます。これが信用の供与をいたしません。中金から仕込み資金等を受けます場合には、カツオ・マグロは従来事故はないわけでございますけれども、やはり水産業としてのリスクもあるわけでございますので、中金としては、やはりカツオ・マグロの協会が仕込み資金等を一括して、転貸しのために中金から融資を受け場合には要求される場合もあるわけがあります。そういう場合に、転貸しする場合にいままでは二千トンでございますが、組合としては二千トンまで入り得るようになっておるわけでございます。そういう点で千トンのものは保証を受け得るが、二千トンのものは保証を受け得ないというところを、一括して保証する。中金とカツオ・マグロの協会の間で、転貸した場合でございますから、保証はついておるわけあります。中においてこれを分けるということは、事務上不可

能でございます。またその中において、そういう取り扱いを異にするというところは、協同組合の組合員に対する差別待遇、そういうことにもなるかと存じまして、この点は水協法の改正に合わせたわけでございます。御指摘のような点で沿岸なり零細漁業を圧迫することのないように、われわれも運用上は注意してまいりたい、こういうふうに考えております。

○赤路委員 その点は、一応いま長官がおっしゃる通りに、事務上から非常に差別待遇をして困るという現象が出てくる、そういう点はあろうと思ひます。ただ、私の言いたいことは、先ほどもからもうおわかりだと思ひます。大体これが発足した当時の考え方から、かなり金借りられなければ、保証をするから貸してやつてくれ、というのが、端的に言えばこの保証制度なんです。ところが、いままでやつておるのを見ても、銀行が貸すといふのは保証をいたしまして、銀行へ行って銀行が貸すというのなら、何も保証しなくてもいいんですよ。そういうことを末端ではやつておる事実があるわけなんです。そういう考え方の上に立つてこの保証制度を運営していくと、成績はあがりまして、成績は確かにあがる。しかし、法律の本来の精神から逸脱している。これがあるから、私はやめなさいと言ひます。けつこうなんですか。けつこうなんだが、姿勢の問題、かまへの問題、これをひとつ十分、いま御答弁にあるようなことをそのまま実施に移していただくようにお願いしたい。

○庄野政府委員 保証料率は日歩で、御指摘のように、各協会によりまして千差万別というほどの差はありませんが、大体六厘を最高にいたしまして、二厘、三厘、四厘、こういうふうになつております。保証料が年二厘というときには、それを日歩に直しますと、三厘七毛八厘でございますが、これは保険料とおり保証料を取つておるわけでございます。それからいわれる三厘七毛八厘より低い、二厘といふような点は、これは協会の余裕金の運用等で、そういう点の差を見ている、こういうことにならうかと思ひます。こういう点で、やはり協会の運営の健全という点をはかつていけば、この保証料というものは下がるかと思ひます。われわれもできるだけ——これは一般金利にこの保証料が上乗せになるわけでありまして、零細漁民には負担にならうかと思ひますから、こういう点は協会の運営の健全化をはかるといふ面を通じて、保証料の引き下げに資したい。なお、今度保険料を引き

下げますにつきましては、そういう面は端的に保証料に反映するように指導いたしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○赤路委員 その点は、そういうふうにとつてできるだけ調整していただくと思ひます。あるところでは非常に低く、あるところでは非常に高いというふうなことは、せっかくのこの法律の本旨というものが死んでいくような感じがいたします。

そこで次に、保険料率について御質問申し上げますが、この基金協会が政府へ納入する保険料率が今度は一・七五ですね。保険料率は下がりました。これは従来出発当時三割であつたものが一・七五まで下がつてきた。先ほどの松田委員の質問のお答えになつておりませんが、こゝでもう一つ、私は、こういうことが考えられないかどうかというところをお伺ひしてみたいのです。危険区分ですね。非常に危険なもの、あるいは安定しておるもの、こういうものもこの保険料率は一律なんです。政府のほうの保険料率は一つによつて、あるいは経営の規模によつて、これに対する一つの段階的なものを立てる、こういうことが考えられないか。そしてこの零細な漁家の分に対してはできるだけ保険料率を低くする、こういうような措置を今後ひとつお考え願ふかどうか。いまだだにそれを伺ふことは御無理かと思ひます。おそれなく、そういうことをやろうといふ腹もなかつたらうから、検討もしないいかもしれない。しかし、私は、やはり沿岸漁業振興法等を出しなつて、沿岸漁業の構造改善事業を

進めていくということが、いま政府の大きな柱だと思ひます。そういういたしますと、やはり沿岸の漁民が安定していくような措置を何らかの形においてとつてやる、すべての面においてこれを近代化し、合理化してやつていくための考え方というものは、あつていいんじゃないか。そうすると、こういうふうな資金を運用するために、政府が最終的な危険を負つて保証してやる場合、やはりそこに重点を置いていいんじゃないか。そういうような危険区分において、あるいは経営規模の大きさにおいて、保険料率を考えていくということが、ほんとうに生きた水産行政ではないか、私は、こういうふうに思ひます。そういうことを将来御検討願ひしますか。

○庄野政府委員 検討したことはないだらうという御指摘でございますが、その点はわれわれも問題点として検討してまいつております。この制度は、御指摘のように、保証保険、いわゆる保険制度でございますので、そういう先生御指摘のような、やはりリスクにより、あるいは漁業の安定度によりといふような面で保険料に差等をつけるというふうなことは、当然保険制度である面から出てくると思ひます。しかし、一面、中小漁業融資保証制度は、漁業信用基金協会というのをつくる、それに漁民が出資制度で出資して基金を積み、そして出資した基金の倍率に応じてその保証にも均てんする機会を与えるというふうなこともあり、また、その大きなものはたくさん出資、小さなものは少し出資、そういう面もあるかと存じます。やはり相助け合つて、そういう倍率にし

ても他のものも利用し得る、それから危険の点においても相カパーして、危険の高いものも危険の少ないものも同率になっている点は、危険の高いものが利益を得る、こういう面もあるが、半面危険の少ないものは高い保険料を出す、こういう不利益もあるわけでございますが、沿岸漁業の実態を見てみますと、やはり沿岸漁業について先ほど御指摘になりましたように、定置、養殖は別にいたしまして、漁船漁業といつたような経営の零細なものは、やはり経営も小さいし、漁業というものが本来からくるリスクというものもありまして、沿岸漁業等の非常に零細なものを保険制度ということで割り切っていくと、保険料は非常に高くなるわけでありまして、それで反面、カツオ・マグロといったような、先生たいへん問題にされましたが、そういった問題は安定して、従来の実績を見ましても事故がない。こういった点で相補つて一・七五にまで下げました点は、カツオ・マグロで相当かぶつてはいる、そして沿岸漁業のリスクまでかぶつてはいるという面もあるわけでございます。

それから、金額別に、これを少ない金額については保険料を安く、高いものについては多くということになりますと、また逆に、カツオ・マグロのようにわりかた高いもので危険のないものが高い保険料を出すというふうな、現実には矛盾するような面もあるわけでありまして、そういう点をいろいろ検討いたしまして、まずこれが助け合い制度だという面から、できるだけ一律でございますが、その二割を一・七五に下げ、さらにこれを一・五割に下げる、そういった着実な方向をとるは

うがいにいんじゃないか、こう思つて、ことしからまた計画的にこれを下げていこう、こういうふうに踏み切つておられますが、そういう先生の御指摘の点も、保険制度という面から見て、やはり理論的には成り立つわけでございます。十分そういう点についてはよくふりまわさなければならぬと思ひますので、検討させていただきます、こういうふうに考へております。

○赤路委員 この法律のもう一つの大きな改正点は、これは信用事業をやつておる協同組合を金融機関にするというところ、これが一番大きな今度の法律の改正の中心点になるわけでありまして、このことは、いままでの現状から見まして、あぐらをかいておつた漁協なり漁協役員なりに活を入れるという点においては、私は大賛成なんです。ところが、一面、これが金融機関になりますから、漁協の信用事業をやつておるものが組合員に資金を貸す、それを協会が保証するという形が出てくる、へたなやり方をいたしますと、組合員がますますはびこつてくるという逆効果が出てくる面がある。この点はよくこの運営に注意をしなければいけない、これが第一点であります。

もう一つは、この資料によりますと、いまの協会の余剰金の配分なんです、余剰金の配分を見ても、短期・中期・長期に對して大体五四〇長期・短期でいつておるわけですね。そうすると、ざつと二千三百ある全国の漁業協同組合の中の信用事業を行なつておるものが、一斉に金をそれぞれ組合員に貸すということになりますと、信連、信漁連の預金というものが大幅に減つてくるという心配があらはせぬかどうか、こういう点を御検討になったのか、どうか、あるいは二千三百もある組合、これは全部金融機関として法律上は事業を行なうことができるわけですが、将来運営に對して支障のくるおそれがないかどうか、この点どういふふうにお考へになっておりますか。

○庄野政府委員 この信用事業を営みまする漁業協同組合は、御指摘のうちに、現在沿岸だけで二千九百四十八のち、二千二百二十四というものが信用事業を営んでおります。この信用事業を営みまする漁業協同組合を今度は中小漁業融資保証法上の金融機関に指定いたしますにつきましては、やはり政府の保証にたつておるという面もありまして、また保証という点から、この金融機関たる漁業協同組合の債権管理能力が十分なくてはならぬ、こう思ひます。これは保証協会の運営のみならず、むしろ、漁業協同組合として、そういう管理能力を十分備へるようになさなければならぬ、やはり保証にたつておる、これが漁民同士の助け合いの制度にたつておるという面から見ても、非常に運営が悪いとみな焦げついてしまふ、こういうことになるわけでございます。この点、やはりこつた信用事業を営みまする漁業協同組合を金融機関として新しく指定して、そして直接保証の面を認めていくという新しい制度の発足にあたりましては、信用事業を営むものうちでも、債権管理能力の十分そろつた面からこつた金融機関を指定していく、こういうふうに着実にいくべきではないか、こういうふうに考へております。

○赤路委員 おつしやるとおりだと思ひます。私が心配しているのは、法律上信用事業を行なつておる組合は金融機関に指定されておる。これをそのままはいけない、おまえはよろしいといふ区分は、この法律上何もないのです。区分はないでしやう。そうすると、法律にちゃんと明記されておるじゃないか、何でおれのところはやれないのだ、こつたやつらどういふんですか。あなたのおつしやつておるようなわけにはいかぬと思ひます。政令で定めるとか何とかあれば別ですよ。何もないのです。そういう、あなたがいまおつしやつたようなことを、どこで規定してやりますか。私は、だからこつた運営に支障がきかぬかという心配をするわけです。この点、いかがですか。

○庄野政府委員 そういう指定基準というものは、農林省の通達で、あるいは水産庁の通達で出します。その通達によりまして、協会の業務方法書で總會で指定するものということで、總會でそういうふうな個別の指定をしていくというふうな意思は十分ありますので、全体の漁民の意思は十分反映できる、あるいはそこでチェックできる、こういうふうな考へております。政令で指定する場合でも、林業の場合は信用事業を営んでいないわけでございますが、貸し付けの事業を行なうもので債権管理能力のあるもの、ただこつた政令でございまして、それに基づいて、やはり具体的な基準は通達によつておるわけでございますので、われわれは業務方法書で總會で指定するものというところを明確にしていく、そこでチェックできる、こういうふうな考へております。

○赤路委員 それでは、法制局長官も来ていただいたので、その点はそれでおいておきましよう。

もう一点、長官にお伺ひいたします。先ほど相互扶助の出資金制度というところはあつたやうなんです、御承知と思いますが、政府のほうでは、

ざいですが、水質保全に関する法律では不十分であるから、水産資源保護法の一部を改正して、水質保全に関する法律の規定にかかわらず、かくかくのことをする、こういってずばりやったら、それは生きてきますか。

○林政府委員 政策論は別といたしまして、純粹の法律論で言へば、御承知のように、いわゆる法律対法律で、どちらが勝つかという問題を解決する原理と申しますか、これは一般法と特別法の原理であります。後法は前法を破る、特別法は一般法に勝つという二つの原則がございます。いまおっしゃったように、公共用水域の水質の保全に関する法律がございますが、たとえば水産資源保護法のほうを改正して、これに対する例外を書けば、それはそれがあつて、明らかに特別法であります。したがって、立法政策の妥当、不当は別といたしまして、法理論的には、そういう法律ができれば、それが勝つ、こういうことになります。

○赤路委員 これは非常に重要な点なんです。いまこういふことはたくさんやっています。どうにも私がふに落ちないのは、そういうことをやっていけば、たとえば金庫法は一般法ですね。これは特別法ではない。中小漁業融資保証法も一般法です。特別立法ではない。そうすると、どうもそこところには、まだ便利上、行政上こうしたほうが都合がいいというのでかつてにそんなものをやり出したら、活にならないうと思ふが、それもむずかしいことならいざ知らず、この金庫法の中の第十三条の九項ですね。ここをちよつとい

えば、こんな議論は一つもしなくなつていいのです。私は、これは金融機関であるかどうかというので、かなり検討しているのだが、どうも金融機関の中に入らない。協会が金融機関の中に入っておれば何でもなし。十六条であれをしておつても、十三条の九項でそれはいいことになっておる。やり得ることになっておる。金融機関でないだけに、こういうことをやっておる。だとするならば、本来この中央金庫法の十三条の九項に入れて改正するべきじゃないか。そうすると、このようない

疑義が起り得ない。これをやらないうで、ほかからじゃんじゃんつ込んでくると、他の法律だつてそういうことをやって差しつかえないと思ふ。いま私が申し上げましたような、水産資源保護法でどうきめておろすと、そんなことは知つたことじゃない、水質のことのほうの改正によつてやつつけてしまふのだといつてやられたら、それが通るといふことになる、それが法律といふものはあつてなきがごとき存在になるじゃないか。この心配がある。だから私は、なぜ、法制局でこれをおやりになる際に、それよりもこれが本筋だといつておやり願えなかつたかといふことなんです。だから、そういう便宜上、そんなことで法律をかつてに解釈して、政府当局がやつていいというのだったら、これから大いにやらしてもらおう、こういう腹なんです。どうですか。

○林政府委員 いろいろ御議論はあろうかと思ひます。先ほどおっしゃいました特別法と一般法の関係でございすが、これはちよつと根本論を申すようでございますが、実は特別法、一般

法という観念は、相対的な問題でございまして、ある法律は絶対的に特別法である、ある法律は絶対的に一般法であるといふのはありません。個々の規定を対照してみても、これはある法律に対する特別法だ、これはこの法律に對する一般法だといふことを考えなくちゃならないわけでありまして、いまの農林中央金庫法が一般法だとおっしゃいましたけれども、これは一がいには言えないわけでございます。それは別でございますが、一般論はそれでござい

ます。そしてあとは、結局立法政策論といひますか、立法の便宜論になつてくるわけでありまして。結局、今度の法律に「かわからず」といふことを入れた趣旨は、この「かわからず」といふ規定があることによつて、特別法であるといふことをはつきりさせようといふ趣旨があるわけなんです。農林中央金庫法といふものの十六条の規定にかかわらず、この十六条の規定にかかわらず、その趣旨をくぐらうなら農林中央金庫法のほうに入れたらいいのじゃないかといふことも、一つの考でございまして、まことにごもつともなお考えだと思ひます。ただ農林中央金庫の業務だけを考へてみますと、おっしゃるよりなるものになつて、農林中央金庫のすべての法律に基づく業務は、農林中央金庫法にまとめればいいじゃないかといふような御議論が出てきます。これは農林中央金庫法を見ればわかりますが、ただ、いろいろな法律がございまして、農林中央金庫もいろいろに使わなくちゃならぬといふ法律がた

くさんあるわけでありまして。そういう法律のほうに農林中央金庫が出てくるものをみんはらずして、農林中央金庫法に

持つていつてしまつと、今度ははずされたほうの法律がちよつとわかりにくくなる、そういう問題があるわけでありまして。これは立法論的にどつちをどるかといふことが結局問題になつてくるかと思ひます。二つの法律があつて、どつちを主体に考へるかといふことで、私たち立法政策をきめていくわけでありまして。結局主体をどつちの側にするかが、法律全体を理解する上

に便利であらうか、あるいは読む人にとってわかりやすいだろうかといふことを主体にして考へていきたいといふことを思つてゐるわけでありまして。この規定のしかたについても、いま先生おっしゃつたような御議論は当然出ると思ひます。思ひますが、私どもの考へたところは、結局これは中小漁業の融資保証制度の一環として、農林中央金庫の業務として、やはりこつちに書いたほうがよりわかりやすいのではないかと。一般として、この保証制度を見るのにより便宜であらう、こういう考へでやつたのでございまして。農林中央金庫の業務だけを主体にして考へれば、先生のおっしゃるような議論が出てまいりますけれども、私どもはそういう考へでやつたのでありまして、全くやみくもにやつたわけではございませ

んの、御承知願ひたいと思ひます。○赤路委員 いま法制局長官から答弁がありました。そういふうに便宜論でやられると困る。私は、このこと自体が悪いといふのではなしに、そういうケースで、本法に禁止しているにもかかわらずやるといふことになれ

ば、これはたいへん混乱を生じてくると思ふ。大混乱です。こういうことをいままでずつとやってきているのです。ね。調べてみると、こういうことが幾つもあるわけなんです。あるからといって、法律論的に正しいといふことではないと私は考へます。こゝろでそういう安易な考へ方、本法で禁止しているものを、他の法律が簡単にそれに手をつつ込んでかき回すような、こういうやり方はどうしても考へなければいけないと思ふ。これでは最終的には法律はあつてなきがごときと同じになります。私は、もうこのところはこれ以上申しません。しかし、これは法制局長官に十分お考へ願ひたいと思ふ。あまり政治的に、便宜的にお考へ願ひないで、やはり法理論的な立場ですつぱりやることはやつていただくといふことではない、自後またこういう問題が幾つか出てくるといふことをおそれますので、この点御希望申し上げま

す。答弁は要求いたしません。これで私の質問を終わります。○高見委員長 本案の質疑はこれにて結局いたしました。

○高見委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もないやうでありますので、これより直ちに採決に入ります。中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者起立〕○高見委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。○高見委員長 この際、角屋堅次郎君外二名から本案に附帯決議を付すべし

この動議が提出されております。趣旨を明瞭に申し上げます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私、この際、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党の三党を代表いたしまして、ただいま可決されました中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、この法律の施行にあつては、次の各項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一、この制度の狙いの中核をなすものは、中小漁業者のうち、特に信用力が薄弱で、いわゆる金融ペーシにのらない多数の小漁業者(沿岸漁業者)の信用力を補完し、これら漁業者の融資の円滑化を図ることにあるが、従来実績はこの制度本来の目的を忠実に反映しているとは認め難い。

よつて、今後においては、この制度の意義が十分達成されるよう特に信用漁業協同組合連合会等系統金融機関及び漁業信用基金協会に対する強力な指導を行なうこと。

二、漁業信用基金協会が、政府へ納入する保険料の率については、三十九年度から年率〇・二五%引き下げられ、一・七五%とすることにして、中小企業信用保証制度等この種制度の例に比し、なお相当高率である。

今後においても、一方においては、特別会計の基金の増額を図り、他方においては保険事故の防止につとめ保険料率の引き下げを期するとともに、特に小漁業者に対する保険料率の引下げを推進し、実質金利負担の軽減を図ること。

右決議する。

以上であります。

この附帯決議の二項、二項につきましては、先ほど米同僚の松田委員、赤路委員が政府との質疑応答を通じて、十分明らかにしたわけであり、特に第一項は、従来の経緯からいたしましても、沿岸漁業等振興法の成立に伴いまして、今後沿岸漁業の構造改善等を推進すべく、沿岸漁業者の資金量を豊富低廉に供給するとともに、この補完的な役割りとしての本制度の活用ということは、非常にこれから重要性を増してくると思つたので、第一項の点についても十分御配慮を願いたいと思つた。第二項の点につきましても、本年度若干保険料率が引き下げられましたけれども、今後とも本制度の運用の全きをまわして、さらに引き下げに努力されますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞ満場の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○高見委員長 おはかりいたします。

角屋堅次郎君外二名提出の動議のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に附帯決議を付する

に決しました。

○高見委員長 この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。丹羽政務次官。

○丹羽(兵)政府委員 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案につきまして、ただいま附帯決議をいただいたのでございますが、御決議の点につきまして、その趣旨を尊重いたしまして、でき得る限り御趣旨に沿うよう努力いたします所存でございます。

○高見委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つたが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高見委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○高見委員長 次会は明日九日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十二分散会